

78-3

法學士佐々木雄二郎著



金  
融  
論

東京博文館蔵版

## 自序

明治二十七八年戦後財政計畫失敗の原因固より一にして足らざるべしと雖も要するに金融の原理を無視したるに原因せずんばあらざるなり。當時我金融市場は軍事公債募集のために八千萬圓以上の資金を政府に供給し日本銀行亦制限外兌換券の發行をなして軍資を政府に貸上げたり。是に於て兌換券流通高は著しく膨脹し物價は騰貴し資金の需用は愈々加はり金融は益々繁忙を告ぐるに至れり。此時に際し一方に於ては資金を市場に供給し他方に於ては兌換券を減少せざる迄も更に之が膨脹を抑制すべきは戦後の財政を調理し經濟を處理する最大要件たりしなり。然るに計茲に出でず日清戦争の終了せしときには兌換券の膨脹約一億五千萬圓にすぎざりしもの爾後急激に増加して二億圓を超過し物價は騰貴し輸入は超過し正貨は濫出し金融大に逼迫して戦後の財政計畫に一大打撃を與へたり。翻て民間事業界を顧みるに戦後民間事業は非常なる熱度を以て勃興し明治二十九年中に計畫せられたる新設會社の資本及増資の金額は三億四千萬圓に及び之を従來のものに合算するときは九億四千萬圓の巨額に達せりと傳

へられたり。而かも其能く終りを完ふしたるもの極めて少なき所以のものは他にも原因多々あるべしと雖も其主要なるものは實に金融の潮流を推理せざるの罪に歸せざるべからざるなり。金融の財政及び經濟上に重大の關係を有すること夫れ此の如し。今や日露干戈を交へ戦後の財政亦將に計畫せられんとし戦勝の餘榮に乗ずる民間事業の勃興亦近き將來にあらんとす。此時に當り古今内外の閱歷に鑑み學理經驗相待て以て金融のことを研究する豈無用の業なりとせんや。期する所は只昔日の失態を再びせざらしむるにあるのみ。

明治三十七年三月

著 者 識

# 金融論 目次

第一編 金融の原理 ..... 一頁

第一章 總論 ..... 一

第二章 國庫金の收支 ..... 六

  第一節 國庫の組織 ..... 六

  第二節 公債 ..... 二一

    第一款 公債の募集 ..... 二一

    第二款 公債の償還 ..... 二六

    第三款 公債利子の支拂 ..... 三一

    第四款 外國債 ..... 三五

  第三節 租税 ..... 三八

    第一款 課税物件の選擇 ..... 三八

    第二款 租税の納期 ..... 四二

    第三款 小切手納入 ..... 五〇

目次

第三章 國際貸借關係	五四
第一節 貿易關係以外の原因による國際貸借關係	五七
第二節 國際貿易に因る國際貸借關係	六二
第四章 經濟諸機關資金の需給	六五
第五章 貨物の生産並聚散上に要する資金	六八
第六章 支拂期	七一
第七章 通貨の増減	七七
第八章 地價及有價證券相場の騰落	八〇
第二編 金融に附隨の現象	八二
第一章 金利	八二
第二章 正貨の出入	九一
第三章 有價證券相場の騰落	九五

第四章 恐慌	九七
第五章 銀行の破綻	一〇三
第三編 金融の機關	一〇八
第一章 銀行	一〇八
第一節 總論	一〇八
第二節 銀行資金	一一四
第一款 資本金及積立金	一一四
第二款 預金	一一九
第三款 發行紙幣	一二四
第三節 銀行資金の使用	一二五
第一款 手形割引	一二五
第二款 貸付	一三六
第三款 金銀及公債證券の買入	一四五
第四節 準備金	一四六

第一款 準備金の多少……………一四六

第二款 銀行準備組織……………一五〇

第五節 我國に於ける各種銀行の沿革……………一五四

第二章 手形仲買人及「デスカウント、ハウス」……………二〇四

第一節 總論……………二〇四

第二節 手形仲買人及「デスカウント、ハウス」の資金、其資金の使用並に準備金……………二〇八

第三節 手形仲買人及「デスカウント、ハウス」の効用並其濫用の危険……………二二二

第三章 信託會社……………二二六

第四章 手形交換所……………二三〇

第一節 交換所の性質並に其便益……………二三〇

第二節 萬國手形交換所……………二三三

第三節 我國に於ける交換所の沿革……………二三五

第五章 金融救濟聯盟……………二三〇

第四編 金融の手段……………二三三

第一章 貨幣……………二三三

第一節 硬貨……………二三三

第一款 本位の制定……………二三四

第二款 鑄貨制度……………二四一

第二節 紙幣……………二四六

第一款 金銀準備法……………二四七

第二款 金銀一部準備法……………二四九

第三款 準備比例法……………二五〇

第四款 不動産準備金……………二五二

第五款 証券準備法……………二五三

第六款 制限風仰法……………二五六

第七款 自由發行法……………二五九

第八款 不換紙幣……………二六〇

第三節	我國に於ける貨幣制度の沿革	二六八
第二章	手形	二七七
第三章	小切手	二七八
第一節	小切手の意義並に其便益	二七八
第二節	小切手使用に就ての注意	二七九
第三節	小切手支拂の効力	二八五
第四節	保證小切手	二八七
<b>第五編</b>	<b>明治卅年以降我國に於ける金融の概況</b>	二八九
	明治三十年に於ける金融の概況	二八九
	明治三十一年に於ける金融の概況	二九四
	明治三十二年に於ける金融の概況	二九六
	明治三十三年に於ける金融の概況	三〇〇

	明治三十四年に於ける金融の概況	三〇三
	明治三十五年に於ける金融の概況	三〇七
	金融に関する諸統計表	三一二

金融論目次終

金融論

法學士 佐々木雄二郎著

第一編 金融の原理

第一章 總論

金融の意義

金融とは讀んで字の如く資金の融通と云ふことにして英語にては之を「マネー・マーケット」(Money market)と云ふ。其意味は「マネタリー・サーキュレーション」(Monetary Circulation)即ち資金の流通と云ふに外ならず。術語を以て之を云へば金融とは資金の動的現象なり。資金が需用供給の關係によりて移轉する状態を指して云ふなり。茲に所謂資金とは放下の途を求めつゝある資本の謂にして金融機關の運轉資本即ち割引貸付等に使用せらるゝ銀行資本なるもの即ち是れなり。彼の事業資本ビジネス・キャピタルの如きは既に放下せられたる資本にして其れ自身に於ては最早需用供給の目的物となり得ざるを以て茲に所謂資金にあらざるな

資金と通貨との區別

り。  
 爰に最も注意を要すべきは資金と通貨との區別なり。之を混淆して金融の繁緩は通貨の増減に直接原因するものなりと速断するは大なる誤謬なり。通貨は如何に甚しく増減したりとするも苟も資金の需用供給にして増減するなくんば決して金融の繁緩を惹起し得べきものにあらざるなり。只通貨の増減が資金の疏通を圓滑ならしむると否と及び物價の高低とに關係を有するを以て此二點に於て資金の需用供給を増減せしめ隨て其間接の作用として金融を繁緩ならしめ得るに過ぎず。一言以て之を覆へば資金は金融の實體なり本體なり。通貨は金融の手段なり方法なり。資金轉帳の手段とし道具として使用せらるゝもの是れ即ち通貨なり。

尙一の注意を要すべきものあり。他なし。金融市場と流通場裏とを混同するなきことと是れなり。日本の流通場裏には僅に二億圓の兌換券と一億圓の正貨が轉帳するに止まる。然りと雖ども金融市場に於ては七十億の地價二十億の家屋五億の公債及び十二億の銀行會社資本等の出入あるなり。假りに甲は綿

金融市場と流通場裏との區別

布を乙より買て千圓を乙に與へ乙は丙より棉花を買て此千圓を丙に與へ丙之を丁に試み丁は之を戊に行ひたりとせよ。此千圓の貨幣は賣買毎に甲乙丙丁戊の間に轉帳するなるべし。然れども之れ流通場裏のことにして毫も金融市場には關係を及ぼさざるなり。又假りに生糸の出盛に當りて横濱正金銀行が其資金一千万圓を製糸地方に運轉したりとせよ。金融市場は之がために直に其影響を感ずべしと雖ども流通場裏には毫も影響を及ぼさざるなり。一千万圓の貨幣が正金銀行の手を離れて製糸家の手に歸し更に分配せられて工女の懐に入り由て以て飲食店に支拂はれ小間物店に支拂はれ種々なる方面に散亂すと雖ども之れ皆二億圓の兌換券と一億圓の正貨との一部分が轉帳するに過ぎず。若し万一此生糸にして失敗し貸出資金にして返濟せられざらんか。金融は之がために引締りの氣味を呈すべく之れに反し若し生糸にして成功し貸付金にして満足に回収せられんか大に金融を緩和すべし。之を要するに流通場裏とは貨幣の流通する範圍を抽象的に觀たる詞にして金融市場とは資金の留滯する大池を意味するものなり。



金融の原理

金融とは資金が需用供給の關係によりて輾轉する状態を指して云ふものなること以上陳べ來りたる所の如し。由是觀此金融の繁緩は一に資金の需用供給の増減によりてのみ支配せらるゝこと自ら明かならん。果して然らば金融の原理は左の三ヶの場合に於ける範圍を脱出するを得ざるに似たり。

- (一) 資金の需用不動なる場合に於て
  - (甲) 供給増加すれば資金は潤澤となり金融は緩慢となる
  - (乙) 之れに反して供給減少すれば資金缺乏を告げ金融繁忙を來たすに至るべし
- (二) 資金の供給不動なる場合に於て
  - (甲) 需用増加すれば資金缺乏を感じて金融繁忙を極むべく
  - (乙) 之に反して需用減少すれば資金潤澤を感じて金融緩慢の狀を呈すべし
- (三) 資金の需用供給共に變動する場合に於て
  - (甲) 二者共に増加する場合に於て

- (イ) 需用増加の程度が供給増加の程度を超ゆるときは資金缺乏を感じて金融繁忙となるべく
  - (ロ) 之に反して需用増加の程度が供給増加の程度に及ばざるときは資金潤澤を告げ金融緩慢となるべし
  - (乙) 二者共に減少する場合に於て
    - (イ) 需用減少の程度が供給減少の程度を超ゆるときは資金は潤澤となりて金融緩慢となる
    - (ロ) 之れに反して需用減少の程度が供給減少の程度に及ばざるときは資金缺乏を感じて金融繁忙を極むべし
- 金融の繁緩が一に資金の需用供給の増減によりてのみ支配せらるゝこと夫れ此の如しと雖ども更に一步を進めて其需用供給を増減せしむる原因に溯て之れを探究することは金融の原理を研むる上に於て極めて必要のことたり。只憾む此種の原因たる國により各其事情を異にし譬へ同一國にても時代によりて相均しからず豈嘗に時代のみならずや時々刻々地方々々によりて各差異あ

り到底概括的に之れを論ずる能はざることを。况んや此種の原因たる複雑多にして其變化殆んど端睨すること能はざるに於てや。故に余は主として本邦に於ける現行法制と現今の經濟事情との下に端睨し得べき範圍に於て可成概括的に資金需用供給の原因となるべき重なるものを列舉し以下章を追ふて之れを論究せん

## 第二章 國庫金の收支

### 第一節 國庫の組織

國庫の組織

國庫の出納は循環相繼ぎ其間停滯なからしむるを努むべきは金融の上より見て極めて望ましきとたり。然りと雖ども之をして遺憾なきに至らしむるは蓋し至難の事に屬す。思ふに國庫金にして長く庫中に留まるときは金融市場の資金は之がために減殺せられて金融多少引締らざるを得ず。然れども租税の納期等國庫金の收入時期は單に出納の連環交代の便宜のために之を定むること能はず時に過不足あるは勢の免る能はざる所なり。是に於てか國庫金取

預金主義による國庫の組織

扱上預金主義及金庫主義の利害得失財政經濟上の一問題となる

第一、預金主義による國庫組織に於ては政府の収入は總て之を中央銀行の預金となし政府の費用は總て此預金に宛て振出したる小切手を以て之れを支辨す。故に國庫金と金融市場とは互に聯絡を通じ資金の融通極めて圓滿なり。英國の如きは此方法充分に發達し經費の支拂へ多額に達し政府の引出頻繁にして過振となる場合に於ては英蘭銀行は直に不足手形ライオンシフトを抵當として貸上金をなし以て之れを支拂ひ。一方に於て當該年度政府證券發行の範圍内に於て政府の財源を作為し。他の一方に於ては政府の小切手に應じ敏活に事を處辨して毫も停滯の患なからしむ。斯くの如くなれば資金長く國庫に埋没せらるゝことなく銀行の手を藉りて必要に應じ市場に流通することを得るのみならず國家も亦經費の支拂に困難を感じることなく國庫市場共に至大の利便を感ずべし。蓋し國庫の組織は結局此の所まで進めざれば未だ完全なりと云ふを得ず。然れども其之れをして是に至らしむるは其機關の發達に遺憾なく安全に之れに應ずるを得るに

英國に於ける  
國庫金取扱振

至らざれば固より不可能のことに屬す  
尙参考のために英蘭銀行の國庫金取扱振りを詳述せん之に關する事務  
は、パブリック、ツロイニング、ファイヌの取扱ふ所にして其の大體の主義に  
於ては毫も普通預金と異なることなく之を大藏省、國債委員、貯金銀行、公債  
利子等の勘定に區別整理せり。而して此等の勘定の内最も複雑なるは大  
藏省勘定にして先づ各地方に於ける關稅及び内國稅の收稅官吏等により  
收入せられたる政府の歳入は特に之を受取らんが爲め派出せられたる英  
蘭銀行手代に於て之を收稅官吏等より受取り直に本店に於ける政府の預  
金勘定に拂込み又は政府より是等の歳入に關する取扱を委任せられたる  
普通銀行より英蘭銀行へ拂込むものにして是等の拂込まれたる國庫金は  
之を銀行に於て一つの一般基金として整理すべく其内より大藏省が會計  
検査總監(コンツローラー、エンド、ラーヂトアー、ゼネラル)の承認を経て英蘭  
銀行に命令したる所に從ひ其指定の金額を、ベイマスタ、ゼネラル等の勘  
定に移し其勘定より所要の金額を小切手等にて引出さるゝものなり。而

して英蘭銀行に於ては毎日是等の收入及び支出を計算し其「バランス」の正  
確なることを見るまでは其日の業務を終らざるものにして之が收支の計  
算は毎日之を會計検査總監に報告するものなり。而して毎「クォーター」の  
終りに至れば大藏省に於て其期間に於ける國庫金の收入及び支出を計算  
し之を會計検査總監に報告するものにして若し其計算に於て收入の不足  
あり會計検査總監に於て其計算を正確なりと認むるときは其金額を英蘭  
銀行に證明し英蘭銀行は不足手形を抵當として其不足額だけを政府に貸  
上げ以て其期の仕拂に差支へなからしむるものなり。尤も此種の貸上金  
につきては政府は其次の「クォーター」に於て返却せざるべからざるものな  
り。而して是等國庫金の取扱ひにつきては他の得意先の預金を取扱ふと  
等しく之に對して何等の報酬をも政府より受くることなしと雖も之と全  
時に其支出を要せざる殘高につきては英蘭銀行は之を自由に運用するこ  
とを得るものなり。而して地方に於て受取りたる政府の歳入は直に之を  
本店に於ける政府預金勘定に拂込むこと勿論なりと雖も是れ單に帳簿上

金庫主義による  
國庫組織

のことに止まり其現金に至りては必ずしも之を本店に送附することなく主として銀行業務の取扱に依り之を處理するものにして即ち其取扱を爲すの便宜上、パブリック、ツロイニング、フェイスに於ては政府預金の出納を掌るの外普通人民に對する送金手形の振出しをも取扱へり(財政事項彙纂による)。

第二、金庫主義による國庫組織に於ては國庫金の取扱は金庫を設けて之を保管出納せしむるが故に國庫金と金融市場とは聯絡を斷ち從て金融に澁滯を來たすの不便あり。此組織を更に分て二となす

(甲) 國庫金は中央銀行の總裁が金庫出納役として之を取扱ひ。國庫金と銀行の資金とは截然之を分ち國庫金は中央銀行に於て其營業部以外に特に國庫部を設けて其取扱ひをなすもの

(乙) 國庫金の出納は政府が一行政事務として之を取扱ひ國庫局を置き自ら之れに従事するもの

以上述べ來りたるが如く國庫の組織は預金組織たると金庫組織たるとによ

我國に於ける  
國庫の組織

り各其金融に及ぼす効果を異にす。殊に其歳入専ら直接税に依るの國に於て金庫組織を採るときは國庫の遊金時に多きを致し金融市場に一層の不便不利を加ふべし。然るに實際の有様を見るに金融機關の發達せざる國は開明の度下劣にして重に直接税に依り。開明優等の國は金融機關發達し且つ間接税に依るを普通とし直接税は多く之を地方團體の費途に充つ。蓋し直接税は納期を一定して徵收するの止むを得ざるに反し間接税は時々刻々國庫に收納せらるゝが故に例令收入年額兩者に於て同一なるも後者に於ては過不及稀にして前者に於ては特に其甚しきものあるを期せざるべからず。由是觀此金庫組織を採る國は實際に於て直接税に依るの國にして金融に利する所あるを得ず。而して預金組織は間接税と共に開明諸國に行はれ金融の圓滑を幫助する所鮮からず。

翻て我が邦に於ける組織如何を顧みるに往時曾て爲替法と稱し預金組織に彷彿たる制度行はれたりしが彼の有名なる小野組の破産の爲に一大波瀾を惹起し該制度も茲に大頓挫を來して果敢なき最後を遂げ。之に次て小出し金庫

の制となり出納局金庫局の設置となり國立銀行の官金預りとなり茲に方針を一轉せり。然りと雖も斯の如きは缺點甚だ多く従て弊害に堪へず明治十九年出納條規の設定となり二十二年の會計法及金庫規則の發布となり國庫の組織茲に一步を進め今日國庫金の取扱は金庫を設けて之を保管出納せしめ中央銀行總裁は金庫出納役として之を掌る。即ち金庫規則第一條に曰く

金庫は國庫に於て保管出納する現金を取扱ふ所とす

又會計規則第一百一條に曰く

會計法第三十一條に據り國庫金の取扱を日本銀行に命じたる場合に於ては日本銀行總裁は金庫出納役として金庫の出納を掌るべし

而して國庫金と銀行の營業資金とは截然之を分ち國庫金は中央銀行に於て其營業局以外に特に國庫局を設けて其取扱ひをなさしめ。中央金庫本金庫支金庫の制を立て國家の収入は收入官吏の手を経て之に納附し其支出は總て需用に應じて金庫より拂出すこととなり復た各應に出納の金櫃を置く。即ち金庫規則第二條に曰く

金庫を分て左の三種とす

第一中央金庫

第二本金庫

第三支金庫

又會計法第十二條第二項に曰く

國務大臣は其所管に屬する收入を國庫に納むべし。直に之を使用することを得ず

又其第十三條に於ては

國務大臣は其所管定額を使用する爲めに國庫に向へて支拂命令を發すべし

と規定し以て國庫金が各所に分散し一方に於て多額の資金庫中に睡眠し他方に於て資金缺乏し徒らに大藏省證券を發行するが如き不便不利を避くるを得たり。金庫規則實施以前にありては各應に於て種々の基金を有し且つ三ヶ月分の定額金を國庫より受取り之を其手許に保管せしを以て國庫出納の統一を

欠き種々の弊害之れより生がり。會計法は前陳の如く大に此不便を醫し之れをして殆んど完全の域に至らしめしと雖も組織取扱に於て未だ遺憾なきを得ず。將に周圍の状況を改進し百尺竿頭一步を進めて英國の如く預金組織に移るに至れば國庫と金融市場との干係大に融和することを得復た遺憾なきに至らん。

我金庫規則は其第二條に於て金庫を中央金庫本金庫支金庫の三種に分ち中央金庫は日本銀行をして之に當らしめ。其第五條及第六條に於て

第五條中央金庫は各地の本金庫を統轄し本金庫は所屬の支金庫を統轄す

第六條中央金庫本金庫支金庫の現金の保管出納は日本銀行をして取扱はし

じ

と規定し第十一條に於て

日本銀行は中央金庫本金庫支金庫の現金の保管出納に付政府に對し一切の責任を有す

と規定し以て國庫金の取扱に付日本銀行は國家に對し重大の責任を有するこ

北米合衆國に於ける國庫の組織

とを定めたり

既に述べたるが如く我國に於ける現行制度は金庫主義による國庫組織にして國庫金と銀行の資金とは截然之を分ち混同するを許さずと雖も其間嚴に墻壁を築き如何なる場合に於ても疏通することを許さずんば國庫も市場も共に非常なる不便を感ずべきが故に明治二十七年法律第十六號を以て國庫金出納上一時貸借法なるものを發布し相互の間に貸借勘定を取組み以て兩者間の通路を開きたり。然れども未だ以て完全なる制度と稱するを得ず。須らく周圍の状況を改進し一日も早く預金組織に移るは實に國家百年の大計なり。豈に勉めざるべけんや

北米合衆國の如き例年秋期に於て金融の大逼迫を來たすは其原因主として國庫組織の不完全にして商業活潑を極め資金の用途益劇しき際に於て資金を市場より引上げ徒らに國庫に死藏するの虞あるに因るものなるを以て此の如き制度は宜しく速に改革せざる可らずとの聲囂々として頗る氣焔を高め來れり。蓋し合衆國の國庫組織は國庫獨立制度にして實に金融市場困厄の一因を

なすものなり。政府の出納は凡て華盛頓の國庫及重要なる都市に於ける第二國庫に於て之を取扱ふを以て若し政府の出納にして克く均衡を得たらんには一年の内僅に數週間若しくは數月間唯政府の收納繁忙なる時期に於てのみ一時市場を困惑せしむるに止まるべしと雖も合衆國は他の諸國と大に趣を異にし收支の均衡を得ざるが故に大困難を惹起するを常とす。蓋し此事たる歳入の重なる財源は海關税にして其收納額の莫大なる爲め政府は始んど歳入の不足を告ぐるることなく就中國家繁榮の際に當りては其收納は大に支出に超過せり。此時に當りて銀行は貸出の要求を受くること益々切なるも政府は日々國庫金を増加し而かも其資金の大部分は紐育市場より引上ぐるを以て同市の金融は勢ひ逼迫を告げざるを得ず。試に最近年度末に於ける歳入超過額を看るに千九百一年六月に終る年度末に於ては七千七百萬弗千九百年六月に終る年度末に於ては九千二百萬弗に上りたり。而して此等の資金を市場に復歸せしむるに就き數多の方法試みられたり。即ち一は華盛頓政府に公債證書を保證として供託し額面を以て國庫金を銀行に預金となすの方法にして此方法に依

り國庫金の銀行預金と爲りしもの千九百一年六月に於て九千三百萬弗翌千九百二年六月に於て一億二千萬弗の巨額に上り皆大率ね長期の預金にして之に依り國庫金の死藏を避け得たりと雖も亦銀行は之れが爲め何等の利益する所あらざることと忘るべからず。何んとなれば二朱利附公債は八分乃至一割の打歩にて買入れたるものなればなり。聞く大都市の銀行は往々政府預金吸收の目的を以て公債所有者より公債證書の借用をなし現に紐育市の諸銀行の如きは政府に供託せる公債三千五百萬弗の内千四百萬弗は借用公債證書より成れりと云ふ。政府は又資金を市場に散布する方法として資金の市場に最も缺乏せる時を見計らひ公債償却基金を以て公債買入に従事し又時として公債利子の前渡を爲すことすら之ありたり。右買入方法に依て政府買上げに係るもの千九百一年度に於て三千六百萬弗千九百二年度に於て五千六百萬弗の巨額に達せり。蓋し此等の方法たる確に金融一時の逼迫を救済するの効ありと雖も此等の救済策は大藏卿其人を得て初めて施行せらるゝものにして制度當然の効果にあらず只制度の不備を補充する一時の政策たるに過ぎず。要するに

紐育市場に於ける金融閉塞の困難は國庫制度の完全ならざる結果なれば法律の改正によりて直ちに之を芟除せざるべからざることは輿論の一致する所なるが如し

抑も利便の存する所期せずして各國之に向ふは勢の當に然るべき所我國に於ても近年に至り人心漸く預金主義に傾向し來るの情勢を示せりと雖も先年關西地方に於ける二三銀行の失敗のため人心を沈壓し其勢を挫屈せしめたるが如し。實に國家のために遺憾の極と云はざるべからず。宜しく進んで其基礎を固ふし其業を勵み其術を磨き堅牢精銳以て制度の改良を促さざるべからず

預金主義による歳出金取扱順序

- (一) 豫算決定の發布
- (二) 各省大臣は仕拂豫算書を仕拂命令官及金庫を區別して大藏大臣に送附す
- (三) 各省大臣は仕拂を執行せしむる爲め仕拂豫算書を仕拂命令官に令達す

- (四) 大藏大臣は各省大臣より仕拂豫算書の送附を受けたるを以て其仕拂の準備を爲さしむる爲め仕拂豫算書を日本銀行に令達す
- (五) 仕拂命令官は各省大臣より仕拂豫算の令達を受けたるを以て仕拂命令と云ふ小切手を發行し之が案内仕拂命令を日本銀行に送附す
- (六) 仕拂命令官は前項仕拂命令(小切手)を發行したるを以て之を拂受人に交付す
- (七) 拂受人は仕拂命令官より仕拂命令(小切手)を受けたるを以て平生取引する銀行に持参して其勘定を振込む
- (八) 拂受人の取引銀行は拂受人より仕拂命令(小切手)を受けたるを以て之を手形交換所に持参し日本銀行出張員に決算勘定を請求す
- (九) 手形交換所に出張したる日本銀行員は拂受人の取引銀行より仕拂命令(小切手)を受け曩に大藏大臣令達の仕拂豫算に對査し金額超過せざる限りは其仕拂命令(小切手)を引き受け相互の決算勘定を了し之により歳出の仕拂に充つ



(十) 仕拂命令官は仕拂命令發行額の計算書を調制して大藏大臣に送附す

(十一) 仕拂命令官は會計検査院に向ひ支出の證明をなす爲め支出の計算書を調製し證憑書類を添付して本屬大臣に提出し本屬大臣は之を會計検査院に送付す

(十二) 日本銀行は現金の仕拂を證明する爲め出納計算書を調製し證憑書類を添へ大藏大臣に之を提出す

(十三) 大藏省(理財局長)は日本銀行より提出したる出納計算書を基にして仕拂を證明する爲め仕拂計算書を調製して曩に各省大臣より送附しある仕拂豫算に對照し證憑書類を添へ之を會計検査院に送付す

以上十三項中第七第八第九項は預金主義の最も便利とせらるゝ所なり。蓋し現行制度に於ても國庫の仕拂切符は無記名式流通證券にして頗る便利なるものなりと雖も國庫は固より銀行にあらざるを以て其切符は之を交換に供すること能はず。流通證券にして利子を生ずることなきを以て之が所有者は成るべく速に國庫に向て取付をなすを利益とし小切手の如く交換に供せらるゝ

ものと其便利固より同日の論にあらず。然るに預金主義に於ては政府の仕拂は總て中央銀行宛の小切手を以て之を支辨するが故に交換所の交換に之を用ゆることを得其金融上に多大の便利を與ふべきや敢て多辯を要せざるなり

## 第二節 公債

### 第一款 公債の募集

#### 公債の募集

公債の募集は概して之を言へば市場の資金を國庫に引き上ぐるものなるを以て金融を逼迫ならしめ銀行資本と事業資本との干係を變動し其權衡を失せしむるに至るは自然の數なり。而して巨額の公債を屢々募集するに於ては之れが權衡を失すること層一層にして銀行資本非常に減少し割引貸付等に使用する財源始んど枯渴し獨り事業資本との權衡を失ひ金融を逼迫ならしめ以て現在を苦ましむるのみならず大に生産事業將來の發達を妨ぐるは勢の免れざる所なり。抑も生産事業は事業資本と銀行資本との權衡を得て茲に初めて其功を奏す。生産事業成功して市場賑ひ市場賑て而して後手形の流通盛に行は

る。而して能く其間に介在して貸付をなし割引をなすものは金融機關を措て他に寄るべきものなし。夫れ此の如く金融機關は農工商に對する資金融通の媒介者なるを以て常に資金に飽かしむることは策の上乗たるものなりと雖も一朝彼の割引貸付に使用する資金を公債のために國庫に吸取せらるゝに於ては之を餓死せしむるの外なく三業の機關茲に閉息せざるを得ず。公債募集のこと豈に慎まざるべけんや

然りと雖も公債は人民に浮金の使用を示し是れよりして株式等に之を使用するの端緒を開き資金の融通を助くるの方便となること少からず。世に利子割合に高く危険少き放資方法なくんば貯蓄を奨励すること甚だ難し。今若し民に巨萬の貯蓄ありとするも便利に之を使用する方法なくんば其貯蓄は徒に富民の倉庫中に埋没し毫も世の生産を助くることなし。而して一般人民は會社の性質并に組織を知るもの少く十分に之を信じて其株式を購買するもの極めて少し。又一個人に之を貸附くるも多少の危険を免れず。然るに方今開明諸國に於ては政府を信ずること會社を信ずるより厚きは一般の情況なるに

公債は人民に  
浮金の使用を示す

より公債證書は會社の株式よりも容易に賣買受授することを得べし。既に公債證書を以て人民に其浮金を利用することを知らしむれば是れよりして公債證書以外の使用法に誘導するの効驗あるや疑を容れず。又之を實際に徴するに疑ふ能はざるの事跡あり。佛國に於て千八百五十四年十二月二億圓の公債を募集するや之に應ずるもの十八萬四百八十人にして其内十七萬八百二十人は二百圓の利子を得る丈けの小額の應募者にして始んど政府需用高の全額に達せり。又千八百六十八年一億八千萬圓の公債を募集するや之れに應ずるもの八十三萬二千七百九十八人内六十七萬二千九十三人は二圓の利子を生ずる小額の應募者にして其元金六千餘萬圓に上れり。又千八百七十二年十二億餘萬圓の公債を募集するや之れに應ずるもの九十三萬四千二百七十六人にして其内小額應募者の數蓋し僅少にあらざりしと云ふ。由是觀此方今細民の公債を所有するもの、數大に増加せしや敢て疑を容る能はざるなり。實に之れ細民中貯蓄者を増加せしの證跡にして國家の幸福と云はざるべからず尤も多數小額應募者中一人にして數種の公債證書を所有し合して多額の公債證書を

所有するものなきを保せず。又富者にして小額の公債證書を所有するものなきを保する能はざるを以て小額應募者の數は直に細民中の公債證書所有者の數と見做すべからずと雖も大量的に爾か觀察するも必らずしも不妥當にあらざるへし。翻て我國の實況如何を見るに公債所有者中小額の利子を受取るもの甚だ少く募集の際にも小額の應募者意外に少し。之れ細民中公債の放資に便なるを知らざるに因るものにして必竟我國民は其貯蓄を鞏固安全にして割合に高利を生ずる公債證書に利用すること佛國人民に及ばざるものと云はざるべからず。

此の如く公債の募集は一方に於ては人民の貯蓄心を獎勵するの効驗あると同時に他の一方に於ては從來倉庫中に死藏せられて世の營業に使用せられざる富豪の貯蓄金を引出すの効驗あるを以て若し募集金にして悉く此種の財源より湧出せんか事業上に使用する資金は之がために毫も減殺せらるゝことなく従て金融市場に何等の影響をも與ふることなし。之と同じ結果が市場共通のため外國人の募集に應ずるものあるか又は有價證券の輸出即ち在來所有し

たる外國の有價證券を輸出し以て自國の公債に換替する場合に於ても亦發現すべしと雖も募集金にして此等諸種の財源によりてのみ形成せらるゝが如きは極めて稀なる場合にして殊に我國にありては稀中の稀とも稱すべく十中八九は皆市場資金を吸収するものなるを以て其結果金融を逼迫ならしめ生産事業の活動發達を沮害するの恐あり。殊に公債は一度起れば必らず元利支拂のために政府の費用を増加せざるを得ず。其増加は即ち之れを民財に徴せざるを得ざるを以て其少しく貯蓄を獎勵し死金を起すが如き効驗あるがため此目的を以て起債すべきものにあらず。貯蓄を獎勵し死金を起すは教育の普及、身軀財産の保護、信用の發達、官立私立貯蓄預り方法の設置及び保險會社の設立等に待たずんばあるべからず。只此等の効驗は少しく起債の禍害を輕減するに過ぎざるのみ。公債募集のこと豈に忽にすべけんや

公債募集の忽にすべからざること夫れ此の如しと雖も國家非常の費用及び其永遠の改良は到底通常の收入を以て之れを支辨するを得ず。強て兩三年の租税を以て之を支辨せんか民力之れに適應すること能はず大に民を苛征し國

富の發達得て望むこと能はず。公債は租税の如く強て民財を徵收するものに  
あらず民間の餘裕より之を徵し其元利支拂のため賦歛を増すの傾向ありと雖  
も一時に巨額を強徵するを要せず數十年に渉り之を分擔するものなれば其額  
非常の額に上らざる以上は未だ以て民力を枯渴し國富の發達を防ぐるの弊害  
あることなく或は文武の事業改良の如き國家の獨立を維持し其光榮を後世に  
傳へ或は海陸運輸の便を開くが如き利益を後世に遺すものなきを得ず。公債  
は實に財政上缺くべからざる要具にして其募集は時に或は必用止む能はざる  
所のものたり。然りと雖も公債募集のことたる其濫用最も容易にして獨り生  
産を沮害するのみならず後世子孫に累を遺すこと又頗る大なるを以て叮嚀反  
覆之が利害を鑑み若し其必用に迫らば深く慮り遠く謀りて其種類の選定發行  
の方法利子の支拂及び證書額面の大小等機宜を制して之れを決定せざるべか  
らず

## 第二款 公債の償還

### 公債の償還

元來公債は公法人の負債なるを以て其償還は之を等閑に附すべきものに  
あらず。恰も債務者が債權者に對し其債務を辨濟すると同じく期限到來せば速  
に之れが償還を了せざるべからず。然りと雖も大藏省證券の如き或は有期一  
時支拂法又は有期定期支拂法の如き某月若しくは某月某日に元金を償還し又  
は償還の爲め抽籤すべしと契約規定をなすもの、外は其償還の時期限定せら  
るゝことなく。而かも今日の文明社會にありては各國公債の大部分は有期隨  
時支拂又は永遠公債の類なるを以て其元金は財政の許す時期に於て之れを償  
還すれば可なるものとす。然りと雖も常に財政一方の便利のみにより金融の  
如何を洞察せず一時に減債支拂を是れ事とし又は抽籤の時期を誤らんか之が  
爲めに蒙むる金融市場の困憊計り知るべからざるものあらん。思ふに公債の  
償還は國庫金を散出して市場を潤ふものなるを以て時と場合とに照し講究  
其宜しきを制し以て決行する所あらば金融を調和し恐慌を未然に防ぎ生産事  
業の活動發達を助長すること鮮少ならざるべきなり。英國のグレンツェル氏  
曾て公債償還のことに付き實に萬古不易の名論を國會に提出せり曰く

公債償還のことたる泰平無事の時にあらずんば之を施行することを得ず。國事多端國歩艱難なるに際し之を施行するは只に虚飾に出づるのみ決して實功あるものにあらざるなり。而して公債證書買上げの取捨を論ずるを得るも亦泰平無事の時にあり。費用多端にして國庫急を告ぐるに際し之を論ずるは最も條理なきものと云はざるべからず。又豫め年々何程の歳入を公債償還に充つべきやは決して席上の理論を以て之れを定むること能はず。譬へ席上の理論を以て如何に巧妙なる決議をなすと雖も人世の活動市場の景況は千變萬化豫め之を期すること能はず。決議の如く之れを實行するは到底なし得べからざるの事に屬す。

云々と實に以て萬世の龜鑑とするに足れり

公債償還の方法

一、抽籤償還

公債を償還するに二つの方法あり。抽籤償還及び買上償還之れなり。第一、抽籤償還。公債なるものは一國の生存發達上の必用より生ずるものなれば其額固より巨大ならざるを得ず。此巨大の額を一時に償還するは到底なし得べきの業にあらず。是に於てか財政の宜しきを謀り金融の繁緩

に注意し適當の額を定めて之を抽籤に附し以て償還するは文明各國の通義とする所なり

蓋し抽籤償還法によりて償還せられたる償金は概ね廣く國中に撒布して微雨の草木を潤すが如くなるを以て金融の大逼迫を呈せる或局部に資金を注入し以て金融を緩和するが如きことは之をなす能はず。爲めに著しき効果を市場に與ふること難く而して自國の公債多く外國の市場にある場合の如きは外國に向て送金を要するの原因となることあり

二、買上償還

第二

買上償還。或る局部に於て一朝金融逼迫の狀を呈し資金の需用切實なる場合に於ては其局部に向て買上償還をなし其金融を緩和するの政策を採らざるべからず。是れ買上償還の由て起る所以なり

北米合衆國の如き屢々此政策を以て市場を救濟せり。今コナント氏の説く所に從ひ其大要を述べん

千八百九十九年の秋期に於ける金融の大逼迫を緩和する爲に時の大藏卿ゲージ氏は額面千九百三十萬六千五百五十弗の公債を二千七百七十七萬八百六

十七弗にて買上げ。又千九百一年の秋期に於ける金融逼迫に際しては額面三千三百一十一萬四千四百二十弗を四千九百八十八萬二千九百八十六弗にて買上げたり。翌千九百二年秋期の大逼迫に際し大藏卿シヨウ氏は又々此政策を以て市場を救済せんと試みたり。然れども既に前年來屢々公債買上げの舉ありて爲めに甚しく民間の公債を減少せしめし結果法外の價格にあらざるば之を買入るゝこと容易ならざりしよりシヨウ氏の買上げは従前の買上高よりは遙に小額に止まりたり。即ち氏が同年九月二十六日に舊五分利公債を買入れんとせし時に於ては其殘餘額僅に千九百四十一萬三百五十弗七月一日現在に過ぎずして其内買上げ得たりし分漸く二萬五千三百弗に過ぎざりき。是に於て十月下旬に至り紐育市の公債多額所有者に相談の上千九百二十五年満期の四分利長期公債千六百五十萬四千三百弗を買上げ而して元利金に對する打歩として更に六百三十四萬二千二百二十九弗を支拂ひ合計二千二百八十四萬六千五百二十九弗を市場に注入し以て恐慌に瀕せる紐育市場を救済するを得たり

### 第三款 公債利子の支拂

公債利子の支拂

公債利子の支拂は公債の償還と同じく國庫金を撒布して民間の資金を潤澤ならしむるものなるを以て苟も其支拂時期にして機宜を制せんか金融を調理し農工商百般の事業茲に振興の刺戟を得て一國の生産力是より増大せん。然りと雖も若し不幸にして其宜しきを得ざらんか。投機事業勃興の端を開き天下の資本を全く成就せざるの事業に蕩盡し其結果たる之れを海中に投棄する方却て勞少きの利あるに如かざるに至り其凡百の事業を萎靡衰退せしむる敢て疑を容れざるなり。豈夫れ恐れざるべけんや

我國に於て利子支拂に適當なる時期

我國に於ては公債利子の支拂は左の時期に於て之をなすこと極めて其宜しきを得たるものなるが如し

一、貨物の生産并に聚散上に要する資金の移動極めて頻繁なる時期

例へば棉花の仕入時期製茶時期養蠶時期製糸時期及び米穀出廻り時期等資金の需用頻繁を極むる時に於て利子支拂をなすを最も便利とす。之れ

を過去の事實に徴するに我國の金融は夏に緩にして秋冬に於て逼迫す。之れ蓋し前記の事情あるによるものにして若し公債利子の支拂を以て其急に應ずるを得ば庶幾くは以て市場の圓滑を保つを得ん

二、 益暮と云ふが如き支拂期の前

此等の支拂期は諸會社銀行の決算時期なると同時に諸取引の決済時期なるを以て金融繁忙を極むるを例とす

三、 租税納期の前

租税納期に到れば民間資金は國庫に吸取せられて金融多少取締らざるを得ざるを以て之に先立ちて國庫金を民間に撒布し置くこと策の得たるものなり

然り而して公債の元金多きときは利子又從て多かるべきが故に其支拂時期の度数は成るべく之を多くせざるべからず。然らざれば巨額の資金一時に民間に流出し金融に至大の影響を與ふべし。英國に於ては之れを四期に分割し毎「クォーター」一年を四分し毎三ヶ月を「クォーター」Quarterと云ふの初めに於て之

支拂時期の度  
数は成るべく  
多きを要す

を支拂ひ以て資金の一時に民間に流出するを豫防せり。翻て我國の現況を見るに利子拂は通じて三月九月五月十一月六月十二月の六回たるも各種の公債に就て別々に之を見れば舊公債を除くの外は皆毎年二期たらざるはなし。即ち左の如し

名稱	利子支拂期日
舊公債	十二月
金祿公債	五月及十一月
海軍公債	五月及十一月
整理公債	六月及十二月
軍事公債	六月及十二月
臺灣事業公債	六月及十二月
鐵道補充公債	六月及十二月
鐵道公債	三月及九月
	六月及十二月
	二十五年募集の分
	三十二年募集の分

事業公債  
 二十九年募集の分  
 三十二年募集の分

北海道鐵道公債  
 二十九年募集の分  
 三十二年募集の分

三月及九月  
 六月及十二月  
 三月及九月  
 六月及十二月

公債利子の前拂

既に此等の公債總額は五億圓に上り従て其利子の額亦多大となりしを以て二期の支拂は理財上頗る利益ならざるが如し  
 公債利子の前拂を以て金融市場の逼迫を救済することは北米合衆國の屢々實行せし政策なり。嘗て千八百九十九年の金融逼迫に際して時の大藏卿グーシ氏及び其次官ヴァンダーリップ氏によりて採用せられ次て千九百二年の金融大逼迫に際し大藏卿ショウ氏又此政策を試み相當の成果を得たり。即ち同年九月二十五日發布の布告を以て千九百三年六月三十日に支拂ふべき總べての公債利子を一ヶ月二厘の割引を以て希望のものへ前拂すべき旨を通達せり。此布告に遵ひ要求せらるべき額は二千六十五萬六千二百五十二弗なりしに十二月一日迄に請求せられたる實際額は僅々三百四十八萬千三百二十二弗にす

外國債

ぎず。尙ほ政府の收得したる割引料は僅々四萬九千七百七弗に達せるのみ。利子の前拂による其他の支拂は逼迫時期に於て行ふ政府の前例に従てなされたり。蓋し此手段たる只法律上の義務に屬する支拂を數日又は數週前に繰り上げ支拂するに過ぎずと雖も急迫の際に於ける金融を緩和するに於て極めて便利の方法たり(コナント氏の説く所による)。

以上公債のことに關して述べ來りたる所は國債殊に内國債に就ての説明なりと雖も移して以て地方債に之れを準用することを得べし。終りに臨んで外國債のことを一言せん。

#### 第四款 外國債

外國債は内國債と大に趣を異にするを以て譬へ一國の公債總額は相均しとするも其内國債たるは外國債たるはよりて金融に及ぼす影響を異にす。内債なるときは其應募者は内國人にして其元利支拂は内國に於て之れをなす。故に百萬圓の支拂は百萬圓にて事足るべしと雖も外國債にありては即ち然ら



ず。應募當時は外國より資金流入し來るも其元利は之を外國に支拂はざるべからざるが故に苟も債務國に於て輸出超過又は其他の原因によりて外國より支拂を受くるものあるにあらざる以上は必らず正貨を外國に仕送らざるを得ず。不幸にして爲替歩合逆戻となるに於ては輸送費だけは必らず利子の支拂高より多く支拂はざるを得ず。而して債權國と債務國との間に本位金屬を異にする場合に於て債務國の本位金屬下落するときは債務國は其下落だけ餘分に之を負擔せざるを得ず。若し又債務國に於て不換紙幣の發行あれば爲替は大に逆勢を呈すべければ益以て實際の支拂高を増加すべし。斯の如く外國債は當初に於て金融を緩和し後には金融を緊縮し外國爲替相場を騰貴せしむるの傾向を生じ負擔稍多きを加ふるに至るべし

然りと雖も外債必らずしも常に悪しきにあらず。外債によりて有益なる事業を起し其収入を以て容易に其元利を支拂ふことを得且つ其收益永遠に存在するが如き場合若しくは内外債に於て利子歩合非常の差違ある等の場合に於ては外債決して忌むべきものにあらざるのみならず至大の利益を一國生産上

に與ふるものなり

無謀の公債募集は内債たると外債たるとを問はず大に忌むべきものにして外債に於ては其害殊に甚しきものあるを見る。之れを南米アルゼンチン共和國の實況に徴するに始め該國に於て資本を英國より借入れ以て諸事業を起せしときは俄に巨額の資本を得て百般の事業大に進歩の形勢を呈せりと雖も實力未だ擧らざるに先ちて其元利支拂の期に迫り債務を償却せざるべからざるの止むを得ざるに遭遇し千八百七十六年頃のアルゼンチン共和國の大統領アウエラネダ氏をして左の語を發せしむるに至れり

現今の恐慌は全く政府の濫費に原因するものなり。今我國政府の費用及輸入の額を見るに六百萬の人口に相應するの巨額に達せり。此人口は實に我國の人口に三倍するものにして斯の如き濫費を醸せし原因は英國金の濫入によるものなり

と實に之れ當時アルゼンチン政府財政失敗の一斑を表明するものなり。而して其失敗獨り此に止まらず斯の如く費用濫用の結果最早倫敦にて金員を借入

ること能はざるに至れり。事茲に至れば不當の擴張は之れを過去の夢とし其實力を計り實着に事をなし徐々として其歩を進むべきに計爰に出でず一旦擴張したる事業は尙之れを繼續し而して資金の融通に究するや銀行に命じて不換紙幣を發行せしめたり。之れ實に新國の政府其進歩を計るに熱中し往々陷る所の誤謬にして敢て該共和國に限るにあらずと雖も斯の如き時に不換紙幣を發行して不當の擴張を維持せんと計るは是れ實に火を救ふに薪を以てするものなり。豈に之れ財政の精巧なるものと云ふを得んや

### 第三節 租税

#### 第一款 課税物件の選擇

租税は國家の生存發達上必用なる收入を得んがために租税物件 (Stener Objekt) に賦課し之を租税の主體 (Stener Subject) より強徴するものなるを以て租税物件即ち課税物件の選擇如何は金融に至大の影響を與ふべし。乞ふ之を論究せん

課税物件の選擇

租税は既成の資本に賦課するを要す。現に資本の構成に従ふべく未成の資本に賦課するは不可なり

原則として租税は之を既成の資本に賦課するを要す。現に資本の構成に従事しつゝあるものに對しては成る可く課税を避くることを努めざるべからず。若し課税の止むを得ざるものあらば宜しく輕微なる賦課に止むべし。然らざれば資本の増殖を妨げ以て國富の發展金融の圓滑を阻害すること鮮少ならざるべきなり。思ふに既成の資本は多く既に事業資金に變じ相當の收入を生ずるの基礎確立したるものなるを以て之に相當の租税を課するも敢て負擔の困難を感ぜざるべし。然りと雖も現に資本の構成に従事しつゝあるものは收入の基礎未だ樹立せず極めて薄弱なるが故に大に之を保護するの必用あるに却て之れに租税を負擔せしむるは恰も芽を摘取して枝葉の繁茂を望むと一般決して策の得たるものにあらざるなり。我現行地租條例に於て

第十六條 開墾をなさんとするときは地方廳に届出べし

前項の開墾地は開墾着手の年より十年目に其成功の部分に對し地價を修正す

十年以内に成功し能はざる開墾をなさんとするときは地方廳に願出繳下

年期の許可を受くべし。新免租年期は三十年以内とす。但し年期中は原地價に依り地租を徵收す。

官有地を開拓して民有に歸せし土地は其素地相當と認むる所の地價を定め、尙十年以内の新免租年期を許可す。但年期中は現定地價に依り地租を徵收す。

官有の水面を埋立民有に歸せし土地は五十年以内の新免租年期を許可す。

耕地の區畫若しくは形狀を變更する爲め又は地目を變換する爲め開墾に等しき勞費を要するものは本條第三項に準じ三十年以内の地價据置年期を許可することあるべし。

と規定し、又明治三十四年四月法律第三十號を以て發布せられたる新免租年期、新免租年期地價据置年期の延長に關する法律に於て

地租條例に依り、新免租年期、又は地價据置年期の許可を得たる土地にして年期明に至り事業成功又は地味成熟に至らざるものに對して

は更に年期の延長を許可することを得

云々と規定し、資本の構成に従事しつゝあるものに對して特別の便宜を與へ由て以て資本の構成を獎勵するは大に其當を得たるものなり。

原料品の課税は不可なり

資本の構成中にあるものに對して課税するの不可なると同じく原料品に課税するの不可なることは言を俟たず。然りと雖も原料品は其生産地に就きて挿苗收穫等に際し一時に査察して之に賦課するを得るの便あるを以て單に收税上の簡易なる點より之を觀察すれば原料品は實に好箇の課税物件たり。然れども之を金融市場に及ぼす所の弊害に比すれば其相去ること管に霄壤のみにあらざるなり。蓋し原料品の課税は企業家をして比較的大なる資本を要せしめ製品の價格を増加し其需用を抑制して市場を縮少せしむると同時に徒らに資金の需用を増加して利子歩合を昇進せしめ生産事業の發達を妨害す。加ふるに生産費増加のため貨物廉價なるを得ずして民庶の生計裕なること能はず。從て貯蓄力を減少して資金涵養の道を塞ぎ一因先づ發して一果を結び一果變じて數因となり更に結て數果となり延々轉々として其弊害殆んど底止する

機械器具に對する課税も不可なり

所を知らず。而して原料品の需用殊に廣大なるか又は其他物との關係頗る繞密なるものにありては之れに課税するの弊害愈々大なり

機械器具に對する課税は原料品に對する課税と同じ害毒を金融市場に流布するものなるを以て之が課税は努めて之を避けざるべからず。若し萬一此等をして租税を負擔せしむるの止むを得ざるに遭遇せば宜しく輕微なる賦課に止むべきなり

以上述べたるが如く一たび課税物件の選擇を誤るときは其弊害の波及する所頗る大なるべきが故に之が選擇に際しては慎重審議能く其始を慎まざれば後臍を噛むの悔あらん也。豈慎まざるべけんや

租税の納期

### 第二款 租税の納期

我國に於ける租税收入總額は明治三十六年度豫算によれば一億五千三百四十三萬五百四十一圓にして此巨額は實に民財を國庫に吸收するものなるが故に租税の納期は金融の繁緩及び國庫の收支と調和を得せしめざるべからず。

前納後納分納

否らざれば金融市場を荼毒すること極めて大なるものあらん。然りと雖どもアダム、スミスが租税の四大原則中に *Cannon of Convenience* を數ひたるが如く納税者納附の難易亦大に慮らざるを得ず。獨り國庫と金融市場との情況により之を決する能はざるは素より論を俟たず。三者の間折衷斟酌其宜しきを制し以て彬々として國務を擧げざるべからず

租税の納期に就ては前納、後納、及び分納の別あり。前納とは一定の期間に對して納附すべき租税を其期間の未だ經過せざるに先だちて納附せしむるを云ひ後納とは一定の期間に對して納附すべき租税を其期間の満了せし後に納附せしむるを云ふ。而して一納期に全額を納附せしめず分納法を設け其納期間に於て更に納期と税金とを分割して納附せしむるものを分納と云ふ。思ふに分納は金融上頗る利益ありと雖ども納期の分割にして細密に過ぎんか收税者納税者共に其煩に堪へざるのみならず往々にして國庫の收支適合せず大藏省證券發行の必用を生じ其金融市場に流布する害毒は分納法の利益と相殺して尙優るものなきを保せず。故に分納法を行はんとせば能く其分割に意を注が

納期に關する  
現行法の規定

さるべからず。後納は納税者をして其収入を獲得せし後に於て納税せしむるものなるを以て此方法は納税者に取りて頗る便利にして前納の遠く及ばざる所なり。故に租税の性質上自ら前納の方法を可とすべきものを除きては成る可く後納の方法によるべきなり

翻て租税の納期に關する我現行法規の規定する所を見るに

第一、地租。地租徵收期限に關する法律第二項以下に於て

市街宅地地租は該年七月三十一日翌年一月三十一日を限り兩期に其五分宛を徵收す

一期	該年九月一日より	畑方及宅地山	五分
	同 九月三十日限	林原野牧場	五分
二期	該年十一月一日より	同	五分
	同 十一月三十日限		
	該年十二月十六日より		
三期	翌年一月十五日限	田方	二分五厘

四期	翌年二月一日より	同	二分五厘
	同 二月二十八日限		
五期	同年三月一日より	同	二分五厘
	同 三月三十一日限		
	同年五月一日より		
六期	同 五月三十一日限	同	二分五厘

と規定し以て後納の制を採る

第二、所得稅 所得稅法第四十二條に於て

第一種の所得に於ては各事業年度毎に所得稅を徵收す

第二種の所得に付ては其金額支拂の際支拂者其所得稅を徵收し其都度之を政府に納むべし

第三種の所得に付ては所得稅の年額を二分し其年九月及翌年三月之を徵收す

云々と規定し亦後納の制を採る

第三營業稅 營業稅法第二十條に於て

營業稅は年額を二分し其年五月十一月を以て納期とす  
云々と規定し亦後納の制を採る

蓋し營業稅の如き所得稅の如き周圍の事情により事實上或は前納となり或は後納となることなきにしもあらずと雖ども法律の豫期する所は後納なるを以て制度としては後納の主義を採るものなりと云ふも敢て誣言にあらざるべきを信す

第四酒類造石稅 酒造稅法第六條に於て

造石稅の納期を分て左の四期とす

第一期、七月十六日より同三十一日限

前年十月一日より其年四月三十日までの査定石數に係る稅額四分の一

第二期、十月十六日より同三十一日限

同上

第三期、翌年二月十六日より同二十八日限

同上及其年五月一日より九月三十日までの査定石數に係る稅額二分の一

第四期、翌年三月十六日より同三十一日限

前納額の殘數

と規定し以て後納の制を採る。租稅の後納もとより可なりと雖ども酒類造石稅の如き或は延長に過ぐるの嫌なきか。極端なる場合を想像すれば明治三十五年十月一日に査定せられたる造石數に係る稅額は翌三十六年に於て未だ其全額を徵收するを得ず翌々三十七年三月に於て初めて其全部を徵收し了るものなり。其間實に一ヶ年半を経過す。緩漫も此に至て絶頂に達せりと云はざるべからず

第五酒精及酒精含有飲料稅 同稅法第六條に於て

造石稅は毎月中の査定石數に依り翌月中に於て一時に之を納むべし云々と規定し後納の制を採る

第六麥酒税 同税法第四條に於て

麥酒税は毎月中の査定石數に依り翌月中に於て一時に之を納むべし  
云々と規定し亦後納の制を採る

第七醬油造石税 醬油税則第四條に於て

造石税は左の期限に従ひ之を納むべし

第一期 七月三十一日限

一月一日より四月三十日まで査定石數に係る税額

第二期 十一月三十日限

五月一日より八月三十一日まで査定石數に係る税額

第三期 翌年三月三十一日限

九月一日より十二月三十一日まで査定石數に係る税額

と規定し亦後納の主義を採る

第八自家用醬油税 同税法第四條に於て亦後納の制を採る即ち製造税は之を

二分し其年十月及翌年三月を以て納期とす

第九賣藥營業税 賣藥規則第十八條に於て

税金は毎年兩度に區分し前半年分は一月三十一日限り後半年分は七月三十一日限り管轄廳に上納すべし

と規定し以て前納の方法による

第十鑛業税及鑛區税 鑛業條例第七十五條に於て

鑛業税は前年分を毎年三月三十一日限納むべし

鑛區税は一ヶ年分を其前年十二月十五日限納むべし

云々と規定し鑛業税は後納主義を採り鑛區税は前納主義を採る

第十一取引所税 同税法第五條に於て

取引所税金は每一ヶ月分を翌月二十日までに納むべし

と規定し後納の主義を採る

第十二兌換券發行税 日本銀行納税に關する法律第三項に於て

納税期限は一ヶ年を兩度に區分し前半季分を八月三十一日後半季分を翌年二月二十八日限り納むるものとす

と規定し之れ亦後納の主義を採る

第十三、砂糖消費税 同税法第四條に於て

前條の消費税は製造場税關又は保税倉庫より砂糖糖蜜又は糖水を引取る  
とき之を徴收す

云々と規定し以て前納の制を採る

第十四、狩獵免許税 狩獵法第十一條に於て

免状を受くるものは甲乙各種に付き左の區別に従ひ免許税を納むべし  
云々と規定し亦前納の制を採る

以上述ぶるが如く我税法は租税の納期に關して概して後納の主義を採れり。  
只砂糖消費税及狩獵免許税等の如き租税の性質上又は收税の便宜上前納の方  
法によらざるべからざるものを除外したるのみ。其後納の制を採るべくして  
採らざるものに至ては極めて稀なり

### 第三款 小切手納入

小切手納入

小切手納税に  
關する英國の  
實際

租税の納入に小切手を使用することは頗る便利にして且つ實益あるは言を  
俟たざる所なり。英米に於ては小切手の使用非常に盛にして租税の大部分は  
小切手を以て納入したるものなりと云ふ。然りと雖も萬一小切手にして不渡  
となりたる場合に於ては國庫に損失を生ずることなきや否や。此場合に於て  
は政府は單に小切手上的の權利を留保するに過ぎざるか將又小切手上的の權利と  
滞納處分權と二つながら併せて之を有するや。換言すれば公法上の納税義務  
と私法上の小切手上的の債務と民法上の更改をなすことを得るものなりや否や  
は吾れ人共に危ぶむ所にして我國に於て納税上に小切手使用を公認せざる所  
以のもの一に懸て茲にあるものゝ如し。  
今小切手納税に關する英國の實際上の取扱を述べんに此點につきて在倫敦  
帝國總領事館よりの報告によれば左の如し  
小切手を以てする支拂は歳入に缺損を生ずるの憂なしと信ぜらるべき確實  
なる理由存する場合に限り之を許すものとす。  
尙概言すれば本問は之を二點に分て説明すべし。



一 「ソマーセット、ハウス」内国税局に於て徴収すべき租税の支拂に充つる小切手。

二 支局に於て徴収すべき租税の支拂に充つる小切手。

第一 内国税局に納付すべき租税の支拂に充つる小切手

内国税局の受取る小切手につきましては該小切手面に支拂人たる銀行が保證の旨又は確實(Proof)の旨を記載するか或は内国税局長の名義に於て小切手金額が寄託せらるゝ場合に限り直接現金の支拂と同一に取扱はるゝものとす。左に普通内国税局の承認する保證の雛形を示すべし。

内国税局の承認する銀行保證の雛形

内国税局會計長官又は内国税局徴收官宛

貴殿のため某氏より本銀行宛振出による小切手毎週何磅以内は現金として受取られ度候若し貴殿に於て受取方御承引相成候はゞ本行は更に御通知申上る迄總て此種小切手の支拂を保證仕候也

日 附

銀 行 名

署 名

摘 要

證券押印税支拂に充つるため郵便を以て内国税局に納付する小切手につきましては假受取證を振出人に交附するも小切手支拂後にあらざれば證券には押印を與へず。

第二 支局に納付すべき租税の支拂に充つる小切手

内国税徴收官は小切手の振出人が確實なる人として徴收官に知られたる場合には其裁量責任を以て租税歳入の支拂として小切手を受領することを得。但し振出人は小切手金額が現金にて支拂はるゝ迄は其金額に對して責任を有することを條件とす。

又身元不確實なるものゝ振出に係るときは小切手は支拂人たる銀行が確實

と裏書し又は保證をなすにあらざれば之を現金として取扱ふことなし。  
 内国税局徴收官の外支局徴收官は其徴收する租税につき直接に責任を負ふ  
 が故に若し租税の支拂として小切手を受取るときは徴收官は全然自己の責任  
 を以て之を受取るものとす。

支局の徴收官は本局の徴收官に其徴收に係る金額を送付するときは租税の  
 支拂として受取りたる送金手形は支局徴收官の署名裏書あるにあらざれば之  
 を送附せず。

之によりて見れば小切手の不渡に因り歳入に缺損を生ずるの憂なしとす。

### 第三章 國際貸借關係

國際貸借關係

國際貸借關係とは國際貿易其他の原因により一國が他國に對して債務を負  
 ひ又は債權を有する關係を云ふ。思ふに國際貸借關係は結局正貨によりて決  
 濟せられざるべからざるものなり。故に一國にして他國に對し債務を負ふ場  
 合に於ては必ずや金融市場の資金を吸取して之が辨濟に充てざるべからず。

隨て市場の資金は之がために減殺せられ金融引締らざらんと欲するも得べか  
 らざるなり。之れに反して若し債權を有せんか正貨は必ず流入すべく正貨の  
 流入は市場の資金を潤澤ならしめ隨て金融を緩和せしむべきは理の當に然る  
 べき所なり。クレリア氏其著金融論金融論に於て此關係を説明して曰く

春季に於ては我國英國の他國に對する貸借關係は頗る順調にして金の流  
 入を見る。然れども秋季に於て農産物の收穫あるに至れば我國は之が輸  
 入に對して支拂を要するが故に貸借關係は逆調を呈して正貨の流出を見  
 る。而して目一たび十ヶ年間の公定利率公定利率に注がば此等正貨の移動が如  
 何に利率の變動と密接なる關係を有するかを知るに足る。即ち正貨にし  
 て流入せんか利率は低落し之に反して流出せんか金利は騰貴す。而して  
 年々を比較して之を見るときは英蘭銀行が海外より輸入する額百萬パ  
 ンドに達するときは利率一パーセント引下がり其反對に同額の輸出ある  
 ときは利率一パーセント引上がることを斷言するに躊躇せず。

と氏は尙之を事實的に證明せんがために左の表を掲げたり。

自千八百八十一年至千八百九十年每週平均  
十ヶ年間公定利子及び正貨移動對照表

週	第一期		第二期		第三期		第四期	
	正貨利子	正貨利子	正貨利子	正貨利子	正貨利子	正貨利子	正貨利子	
第一週	△一〇〇 <small>千圓</small>	四五 <small>分</small>	一二〇〇 <small>千圓</small>	二九 <small>分</small>	一八〇〇 <small>千圓</small>	二七 <small>分</small>	一二〇〇 <small>千圓</small>	三九 <small>分</small>
第二週	△一〇〇	四四	一二〇〇	二八	一八〇〇	二七	一二〇〇	四〇
第三週	△一〇〇	四二	一二〇〇	二七	一八〇〇	二七	一二〇〇	四一
第四週	△一〇〇	四〇	一四〇〇	二六	一八〇〇	二七	一二〇〇	四一
第五週	△一〇〇	三九	一四〇〇	二六	一六〇〇	二九	一二〇〇	四二
第六週	—	四〇	一三〇〇	二八	一五〇〇	三〇	一二〇〇	四五
第七週	三〇〇	三七	一五〇〇	二八	一七〇〇	三一	一二〇〇	四五
第八週	四〇〇	三五	一六〇〇	二七	一五〇〇	三二	一二〇〇	四五
第九週	四〇〇	三五	一七〇〇	二七	一六〇〇	三四	一四〇〇	四五
第十週	六〇〇	三三	一七〇〇	二六	一六〇〇	三四	一三〇〇	四四

國際貸借關係  
の大別

第十一週	八〇〇	三一	一九〇〇	二六	一五〇〇	三六	一二〇〇	四六
第十二週	一〇〇〇	二九	一八〇〇	二六	一五〇〇	三六	九〇〇	四六
第十三週	一一〇〇	二九	一八〇〇	二七	一四〇〇	三七	一〇〇〇	四六

備考 △印は英蘭銀行の損失にして | 印は損益なし 其他は利益

國際貸借關係は之を其原因によりて二種に大別することを得べし。一は國際貿易關係に基く國際貸借關係にして他は國際貿易關係以外の原因による國際貸借關係即ち是れなり。

乞ふ節を分て少しく論ずる所あらん。

第一節 貿易關係以外の原因による

國際貸借關係

我貿易表上に計上する物品交通價格以外に於て正貨收支の原因となるべき事項は頗る多し。今大藏省理財局の調査に従ひ之がために生ずる國際貸借關係を示せば左の如し。

國際貿易關係  
以外の原因に  
よる國際關係

(甲) 受取るべき年額

第一	内國船舶運賃	一七、七四八、九五二
一	内國船による輸入貨物運賃	五、二〇九、〇一九
二	内國船による輸出貨物運賃	四、三六〇、八四九
三	國際取次商業上の内國船の運賃	四、九三三、七三五
四	内國船による旅客運賃	三、二四五、三四九
第二	外國艦船及外國船會社内地消費	九、二一六、七一八
一	外國商船需品購入	五、〇三二、七〇〇
二	外國軍艦需品購入	一、八八三、三五七
三	外國艦船修繕代	九九五、五六九
四	在本邦外國船會社支店經費	九〇五、〇九二
五	噸稅其他稅關雜收入	四〇〇、〇〇〇
第三	外國人内地消費	一八、九四九、二八六
一	來遊並に寄港外人消費	一五、二二六、五八六

二	外國商船乘組員消費	一、二四〇、四〇〇
三	外國軍艦乘組員消費	七二〇、〇〇〇
四	留學生費仕送	一四四、〇〇〇
五	布教費仕送	一、六一八、三〇〇
第四	海外事業利益	一四、一八〇、四四四
一	海外營業純益	一、九八九、九一〇
二	海外出稼人送金及持歸金	一、二一九〇、五三四
第五	輸出貨物包裝費	五、六一八、八七二
第六	本邦及外國政府の收支金	三、八〇一、八七四
一	本邦政府海外收入	七〇九、二〇三
二	清國債券元利	二、〇四八、三九四
三	在本邦外國公館費其他外國政府支出金	一、〇四四、二七七
合計	(乙) 支拂ふべき年額	六九、五一六、一四六

第一	外國船運賃	一、四四六、五三七
一	内國人が外國船へ支拂ふ乗船賃	一、四四六、五三七
第二	内國艦船及船會社海外消費	九、一二二、五七四
一	内國艦船海外に於て需品購入	三、〇一七、七二二
二	内國汽船會社海外支店費	二、七一五、二七六
三	内國艦船海外に於ける修繕費	四七、一六二、六
四	噸稅其他諸稅並蘇士運河通航料	二、〇五七、二一一
五	外國保險會社に仕拂ふ船舶保險料	八六〇、七三九
第三	本邦人海外消費	三、一五七、四二九
一	外遊並寄港内國人消費	二一一、四八〇
二	内國艦船乗組員外國にて消費	九八〇、一〇〇
三	在外私費留學生費	一、九二二、六三八
四	海外布教資金仕送	四三、二一一
第四	外國人内地事業利益	七、四八七、三九九

一	外國人内地營業純益	四、八四五、三〇〇
二	外國人内地放資純益	三、二二三、八三二
三	外國人定期預金利子	二、四〇〇、〇〇〇
四	外國人仕送金	二、〇七八、二六七
第五	貨物貿易に關聯する支出	九〇〇、〇〇〇
一	普通郵便により輸入する新聞雜誌	九〇、〇〇〇
第六	本邦政府支出	二、九、九六七、八〇四
一	在外公館經費其他政府支出	一、三〇八、二二〇、六
二	兵器彈藥購入	五、〇〇〇、〇〇〇
三	在外公債元利拂	一、一、四五六、二〇八
四	市外債元利拂	四、二九三、三九〇
合計		五、一、二七、一、七四三

以上の如く國際貿易以外の原因により我國の受取るべき年額は六千九百五十一萬六千四百四十六圓にして其支拂ふべき年額は五千二百二十七萬千七百四十三

圓なるを以て必竟其差額即ち千八百二十四萬四千四百三圓だけの正貨は外國より我國に向て當然流入すべきの理なり。從て金融市場の資金を潤澤ならしめ金融を緩和すべきは敢て多言を要せざるなり。

### 第二節 國際貿易に因る國際貸借關係

國際貿易に因る國際貸借關係

國際貿易即ち國と國との間に貨物を輸出し又は輸入することによりて債權債務の關係を生ずべきは敢て言を俟たず。若し輸出にして輸入に超過せんか之を輸出超過と云ひ其超過額だけは即ち輸出國の債權にして結局正貨を以て其辨濟を受くべきものなり。若し其反對に輸入にして輸出に超過せんか之を輸入超過と云ひ其超過額だけは即ち自己の債務にして結局自國市場の資金を引上げて之を外國に致さざるべからず。即ち前者の場合に於ては外國市場の資金を引絞りて自國の市場を肥やすものにして金融を緩和せしめ後者の場合にありては自國市場の資金を捲き上げて外國市場に撒布するものなるを以て金融を緊縮せしむべきものとす。

乞ふ我邦の實況は果して如何なる状態にあるかを觀察せん。

最近十年間貨物輸出入額比較表 (金融事項参考書による)

年次	輸出金額	輸入金額	輸出(入)超過額
明治二十七年	一一三、二四六、〇八六 <sup>円</sup>	一一七、四八一、九五六 <sup>円</sup>	△四、二三五、八七〇 <sup>円</sup>
明治二十八年	一三六、一一二、一七六	一二九、二六〇、五七八	六、八五一、五九八
明治二十九年	一一七、八四二、七六〇	一七一、六七四、四七四	△五三、八三一、七一一
明治三十年	一六三、一三五、〇七八	二一九、三〇〇、七七一	△五六、一六五、六九三
明治三十一年	一六五、七五三、七五二	二七七、五〇二、一五六	△一一、七四八、四〇四
明治三十二年	二一四、九二九、八九五	二二〇、四〇一、九二八	△五、四七二、〇三三
明治三十三年	二〇四、四二九、九九五	二八七、二六一、八四六	△八二、八三一、八五一
明治三十四年	二五二、三四九、五四三	二五五、八一六、六四四	△三、四六七、一〇一
明治三十五年	二五八、三〇三、〇六五	二七一、七三二、二六〇	△一三、四二八、一九五
明治三十六年	二八九、五〇二、四四三	三二七、一三五、五一八	△二七、六三三、〇七五

此の如く明治二十八年を除くの外は連年輸入超過を繼續し殊に明治三十一年

の如きは一億圓以上を超過せり。素より我貿易表上に計上する輸出入価格は嚴密に兩者を對照するの基礎とするに足らず即ち輸出品は三十二年關稅規則の改正以來一切其價格を檢査せられざるを以て仕向地に至り輸入稅の輕課を僥倖せんとし其原價を低廉に計上すると且つ輸出品價格は輸入品價格に於けるが如く運賃保險料及び包裝費等を算入せざるが故に實際に近き比較を得んがためには輸出價格を二三割以上の高價に見積らざるべからずと雖とも而かも一億圓以上の入超は實に驚くべきの巨額と云はざるべからず。此巨額は即ち國際貿易上の關係に於て内地の資金を引き絞る外國市場を肥やすものにして之がために内地の金融逼迫せざるべからざるは自然の數なり。而して其此の如き巨額の輸入超過を見たる所以のものは謂ふ迄もなく戰後官民事業の膨脹と前年米作凶歉の結果巨額の外國米を輸入したると及び三十一年一月以來實施せられたる海關稅率の増加を豫期し有稅品の見越輸入をなしたるとに原因するものにして殊に外國米の輸入は單に此年に限らず常に我國國際貿易をして變調を呈せしむる所以の至大の原因たることは争ふべからざるの事實た

り。嗟呼農國を以て自ら任じ而かも農産物の主要に位する米の供給をして譬へ凶作なるにせよ他國に依頼せざるべからざるの狀態にあらしめ以て經濟界の基礎を動搖し國家民人の禍害をして永く茲に伏在せしむるが如きは豈に施政家並に當業者の恬として坐視すべき所ならんや

#### 第四章 經濟諸機關資金の需給

經濟諸機關資金の需給

經濟諸機關資金の需用とは經濟上の諸機關即ち各種の會社が株金又は債券を募集し其應募者をして拂込をなさしむるを云ひ之に反して經濟諸機關資金の供給とは株金に對して配當をなし債券の利子を支拂ひ又は債券の償還をなすを云ふ。故に其需用は金融をして引締りの氣味を呈せしめ其供給は金融を緩和せしむべきことは理の當に然るべき所敢て多辯を要せざるなり。英蘭銀行に於ける「其他預金」が例年九月上旬に於て著しく膨脹する所以のものはクレア氏も云へる如く全く諸會社配當の支拂によるものなり。但し其之に對當する四月の配當期に於て其増加の著しからざる所以は當時金融市場が歳入收

納のために空乏を告ぐるの時なるを以て資金は直に此方面へ吸収せらるゝが故なり。

明治三十六年中に於ける我國經濟諸機關の資金需用及び其供給額を月別對照して以て参考に資せん

明治三十六年中經濟諸機關資金の需給月別對照表

種目	諸會社株金並債券拂込額	諸會社配當額	需用(△供給)超過
一月	九四二、〇〇〇 <sub>甲</sub>	一六、六九六、九〇七 <sub>甲</sub>	△一五、七五四、九〇七 <sub>甲</sub>
二月	三二二、〇〇〇	五、三一四、七五〇	△四、九九二、七五〇
三月	三、七八六、五〇〇	一、五一三、一六三	二、三三三、三三七
四月	四、九九一、〇〇〇	四、四八四、八二五	五〇六、一七五
五月	五、一一六、八四二	一、三二〇、〇〇〇	三、七九六、八四二
六月	六、九三一、七五〇	二、〇五三、五六一	四、八七八、一八九
七月	一、九一三、三〇〇	一六、八四四、五四七	△一四、九三一、二四七
八月	二、八六六、五〇〇	五、一〇四、八一二	△二、二三八、三一二

九月 七七〇、〇五〇 一、八四四、六五〇 △一、〇七四、六〇〇  
 十月 五、四四〇、〇〇〇 四、七四九、五六六 六九〇、四三四  
 十一月 三、九七五、〇〇〇 一、三八九、七一九 二、五八五、二八一  
 十二月 三、二四九、〇二五 一、五四六、九四一 一、七〇二、〇八四

備考 本表の計數は日本銀行調査に依る

前表に明かなるが如く一月及び七月に於て供給の超過著しき巨額に達し一月に於ては千五百萬圓七月に於ては千四百九十萬圓なるを見る。之れ蓋し半季決算配當期を一月及び七月と定むる會社の多數なるによるものなり。故に他の事情は暫く之を不問に惜き單に此方面よりのみ之を論ずれば一月及び七月の金融は緩慢の狀を呈せざるべからざるなり。此の如く急激に金融を緩慢ならしむるは經濟上決して望まじき現象にあらず。能ふべくんば諸會社の配當期をして互に犬牙錯綜ならしめ以て一時に多額の資金の散出するを防ぐと極めて策の得たるものなるに似たり。



貨物の生産並に聚散上に要する資金

### 第五章 貨物の生産並聚散上に要する資金

貨物の生産並に聚散上に資金を要すべきは勿論其資金需用の多寡によりて金融を繁緩ならしむべきは實に明白の事理にして又多辯を要せざる所なり。而して其資金需用の多少は一國商工業の盛衰と原始産物殊に農産物の豊凶によりて決定せらるゝものなり。即ち原始産物にして豊饒ならんか其生産地より消費地へ向ひ荷動きすべき貨物の數量増加するを以て其之れに要する資金の亦隨て多かるべきは當然の事理にして凶産の場合に於ては全く之れに反す。是れと同じく一國商工業にして盛況を呈せんか一方に於ては生産資金の需用を増加し他方に於ては貨物の荷動きを頻繁ならしめ商工界萎靡不振を極むる場合に於て之と反對の現象を呈すべきは亦言を俟たず。

我國に於ける貨物の生産並に聚散上資金の需用を喚起すべき事情

今我國に於ける貨物の生産並に聚散上資金の需用を喚起すべき重なる事情を月別して左に略述せん

一月。 此月に於ては米穀肥料等の出廻り、頻繁を極め砂糖、酒其他舊曆年末

年始用諸商品の荷動き亦盛況を呈し殊に米國、印度向き輕目物輸出羽二重の出廻り活潑を極め其他輸入棉花の荷動き海産物の出廻り亦盛況を呈するを例とす。

二月。 米穀及び肥料(麥肥、蘭肥、菜種肥等)の出廻り棉花の荷動き等活況を呈し殊に印度向き輸出羽二重(輕目物)の出廻りは殆んど一月及び二月の兩月に限らるゝものゝ如し。

三月。 肥料(藍肥、密柑肥、桑肥等)及び米穀の出廻り棉花の荷動きは依然盛況を呈し新酒の出廻りも漸く下旬頃より始まり洋傘、下駄其他雜貨類の移動漸く繁く他方に於て製茶資金の需用起り其他夏物仕入れ及び春挽系仕入れ資金の需用も亦鮮からず。

四月。 米穀及び肥料の出廻り棉花の荷動きに加ふるに新酒の出廻り漸く活氣を帯び來り新茶の更に出廻るあり夏物及春挽系の仕入資金の需用も亦漸く多きを加ふ

五月。 新茶の出廻り盛況を呈し綿糸の荷動き頻繁を極め味噌、醬油の原料

として麥及び豆等の需用多く肥料(稻肥等)米穀の出廻り其他購買入れ資金  
夏物仕入れ資金の需用亦尠からず。

六月。 購買入れ資金の需用漸く多く茶及び新練粕の出廻り活況を呈し夏  
物の仕入尙頻繁なり。

七月。 製糸資金の需用頗る多く其他肥料の出廻り中元贈物諸商品の荷動  
き頻繁を極むるを例とす。

八月。 生糸及び三番茶の出廻り盛況を呈し醬油の原料として鹽の需用多  
く秋物の仕入亦尠からず

九月。 生糸、豆類、雜穀、酒及び練等の出廻り繁く冬物織り出しのため機業地  
資金の需用尠からず

十月。 生糸及び新米の出廻り其他海産物、粕、酒、薪炭、糠鹽等の荷動き漸く  
繁く冬物の仕入亦頻繁を極む。殊に北海の終航に近づき貨物の需用頗る  
増加するを例とす。

十一月。 此月及び十二月は酒の仕込時期なるを以て米の需用多く其他季

節柄酒薪炭等の荷動き頻繁を加へ生糸の出廻り尙盛況を持續す  
十二月。 米及生糸の出廻り頻繁を極め酒、海産物、薪炭、干物及び密柑等其他  
年末年始用諸商品の荷動盛況を呈するを例とす。殊に春物織り出しのた  
め機業地資金需用多く且つ春物の仕入亦鮮からず。

### 第六章 支拂期

支拂期  
諸種の支拂期に當り其支拂に充つるため資金の需用を喚起すべきは明白の  
事理にして亦一點の疑も容るゝ能はざるなり。蘇國に於て五月及び十一月に  
資金の需用一時に輻輳し金融を緊縮せしむるは例年の例にして殆んど例外を  
認めざる所なり。其然る所以のものは他なし蘇國の習慣として半季拂のもの  
例へば地代、貸金、利子及び百姓男の給料等の支拂は皆五月(耶蘇降誕後の第七日)  
及び十一月(聖者コーチンの祭日即ち十一月十一日)に於てなされるゝに因るもの  
なり。

我國に於ける  
慣習上の支拂  
期

我國の慣習に於ても亦益暮の二期を以て大勘定期となし毎月末を以て小勘

定期となすが故に資金の需用一時に輻輳して爲に金融繁忙の度激甚なるを致すを例とす。今日本銀行貸出高につきて月の末日と翌月十日とを比較するに一般の例として月末に於て其額遙に大るを見る。殊に益暮に該當する月末に於て其甚しきを見る。素より其原因種々あるべしと雖も月末に生じたる需用が翌月十日頃に至れば其跡を絶ち一旦貸出されたる資金全く回収し了るの事實を以て其最大原因と認めざるを得ず。故に其差額を見て月末資金需用増加の大勢を推知するを得べし。

今左に月末と翌月十日とに於ける日本銀行貸出高を比較對照せん。

年	種	目	月末貸出金高	翌月十日貸出金高	差引月末超過
明治三十五年	次	十二月	五五、三四四、九三七	四〇、〇七〇、六七六	一五、二七四、二六一
明治三十六年	一	一月	五一、八五四、六九七	三六、五三一、〇五四	一五、三二三、六四三
		二月	三二、八一、四二五	二六、八八四、八〇二	五、九二六、六二三
		三月	二七、〇二四、九七八	二一、六七八、七三九	五、三四六、二三九
		四月	二四、三四八、七九六	一九、三八五、三五二	四、九六三、四四五

月末を勘定期となすことには、或る原因蓋し毎月末を以て一の勘定期となすがためなるべし。然らば月末を勘定期となすことは經濟上果して有利の現象なるや否や。

同	五月	一九、二六三、九四三	一七、五四六、六二八	一、七一七、三一五
同	六月	三〇、〇九九、三六八	二一、〇〇三、三三六	九、〇九六、〇三二
同	七月	二一、五六三、三四〇	二〇、八一九、九四三	七四三、三九七
同	八月	三一、八六八、一四一	二六、五四九、〇七三	五、三一九、〇六八
同	九月	二三、七五八、三八一	一九、七四九、〇〇七	四、〇〇九、三七四
同	十月	二四、六七七、〇八五	一七、一九八、七二九	七、四七八、三五六
同	十一月	二一、九五八、三三三	二〇、七四六、一八八	一、二一二、一四四
同	十二月	五一、四六一、〇三四	三四、四五九、六〇二	一七、〇〇一、四三二

前表示す所によれば月末貸出高が翌月十日の貸出高に比して遙に大なるは各月に亘りて一の例外を見ざる所なり。亦以て月末資金需用の増加あるを知るに足る。

以上論ずるが如く我國に於て月末に資金の需用を増加するは其原因蓋し毎月末を以て一の勘定期となすがためなるべし。然らば月末を勘定期となすことは經濟上果して有利の現象なるや否や。

思ふに經濟社會に於て最も望ましきは貸借の關係が日常の取引の間に間斷なく決済せられ敢て急激なる資金需用の増減を見ざるにあり。之に反して若し取引の關係が此の如く圓滑に運ばれず或時期は資金の需用著しく減退し金融緩慢を極め或時期は急激なる需用の昂進を來たして金融逼迫を見るが如きことあらんか經濟上百般の禍害或は之より生ぜん也。試に各種の方面につきて其弊を擧げんか

第一 資金需用時々の増減は金利の變動を激甚ならしめ商工業者をして營業の基礎を不確實ならしむ

第二 隨て事業上直實なる美風を失はしめ投機を誘起す

第三 特別なる時期を以て勘定期となせるの結果其時期に於ては資金需用のみ進み供給殆んど絶へ融通頗る困難となり甚だしきは支拂停止若くは破綻等を見るに至る。之に反し日常取引の中に間斷なく貸借決済せらるる場合に於ては一方に需用あれば一方に供給あり互に相補充するの作用を有するを以て資金融通の滯滞を感ずること少し。

第四 銀行營業の方面より觀察すれば慎重なる銀行に於ては月末の繁忙を豫期し之に應ずるの準備として平素金融緩却の際にも尙警戒を加ふるの結果多額の遊金を擁するに至り其他の銀行は平日金融緩却なるに乘じ月末の繁忙を顧慮するなく只すら放資の途を求むるに急にして終に繁忙期に際して困難の狀に陥るの弊あり。

第五 金利は第一に論ぜるが如く變動激甚なるのみならず概して云へば繁忙期の利率が一般の標準となるの傾向あるを以て勢ひ高歩たるを免れざるの弊あり。

此の如く月末を以て特別の勘定期となすことは頗る經濟上の進歩を障礙するものにして其弊恰も交通上に於ける關門の阻害と相似たり。往時國內小諸侯の轄據する所となり互に堅く封域を守り到る所關門の設けあるに當りてや旅客の往來思想の交換若くは貨物の運搬が如何に甚しく阻害せられたるやの事實を顧みれば現に月末勘定の關門に圍障せらるゝ我經濟社會が如何に取引の圓滑區域の擴張又は信用の發達を妨止せらるゝかを推知するに於て十分な

月末資金需用  
増加を緩和す  
る方法

るべし

之を要するに商工業界の貸借関係は日常の取引の裡に静穩に決済せられ金融の大勢恰も大河の洋々として流るゝが如き状態にあるを以て經濟上最も望まじき状況と云ふべく。恰も流勢の變測るべからざる山間の磐川に似たる状態は經濟上の進歩尙幼稚なるを示し且つ其發達を阻害するものなり。

月末資金需用の増加を緩和するには

- 一 國庫の收納を勉めて月末勘定期に於てなさいること
- 二 國庫の支拂を月末勘定期と合致せしむるを力むること
- 三 經濟諸機關資金の供給を月末勘定期と合致せしむるを力むること  
等も亦其一方法たるべしと雖ども之れ根本的に病源を斷つものにあらずして只僅かに一時を糊塗するにすぎざるなり。月末殊に益暮に該當する月末に於て資金需用の増加を見るは月末殊に益暮を以て特別勘定期となすに起因するものなるが故に根本的に之を除くには
- 四 物により營業の種類により或は五日拂となし或は二十日拂となし以て

通貨の増減

支拂期を犬牙錯雜ならしむることを勉めざるべからず。換言すれば支拂期を變更し其度数を多くして資金需用の激増激減を避け以て其平調を保つことに注意せざるべからず。而して他方に於ては

五 手形の流通を助長し小切手の輾轉を便にし手形交換所の事業を進捗し貸借從て生ずれば從て消滅し或時期に停滯するが如きことなからしむるを必要とす。

### 第七章 通貨の増減

通貨の増減が資金の需用供給を増減せしむることは理の當に然るべき所にして又事實の既に標證する所なり。而して通貨の數量が一國の需用點以下にある場合と其以上にある場合とにより通貨の増減が金融に與ふる所の影響を異にす。

第一 通貨の數量が一國の需用點以下にある場合

- 一 此場合に於て通貨の數量減少すれば物價の下落必ず之に伴ふべき

を以て資金に對する需用は夫れだけ減少し金融緩和の傾向を呈するに至るべし。然りと雖も資金輾轉の手段たり道具たる通貨の減少は所謂手段の缺乏によりて資金の疏通を滯せしむるを以て勢ひ金融は引締りの氣味を呈せざるを得ず。故に此場合に於ては通貨減少のために資金の疏通を害せし程度と物價下落のために資金の需用を減少せし程度とを比較し其強弱によりて金融の繁緩を決定せざるべからざるなり。

二 之に反して通貨の數量増加すれば所謂手段の豊富により資金の輾轉を圓滑にし金融を緩和せしむべきなり。然りと雖ども他方に於て物價は従前に比し騰貴の傾向を現はすべきを以て夫れだけ資金の需用を喚起し金融を引締らしむべし。故に此場合に於ても亦兩方面に於て働く力の強弱を比較して以て金融の繁緩を決定せざるべからざるなり。

## 第二 通貨の數量が一國需用點以上にある場合

通貨の數量が一國の需用點若くは其以上にある場合に於ては所謂金融手段の缺乏即ち通貨缺乏のために資金の疏通を害するが如きことは全然之れなきを以て此場合に於ては單に物價の關係が金融に影響を與ふるにすぎず。故に

一 通貨の數量増加すれば物價の騰貴之れに伴ふべきを以て資金の需用を喚起し金融を緊縮せしむべし。

二 之に反して通貨の數量減少すれば物價は従前に比して下落の趨勢を現はすべきが故に金融を緩却せしむべし。

之を實際に徴するに疑ふべからざるものあり。即ち明治十九年に於ける通貨總計は一億七千四百九十七萬圓にして明治十年以來の最低額にありしが爾來漸次増加して二十年には二億十萬圓二十一年には二億七百八十一萬圓となり二十二年には二億二千四十一萬圓を示し明治十一年を除き未だ曾て有らざるの最高額に達せり。爾後漸次減少して二十三年には二億千三百萬圓二十四年には二億千九百萬圓二十五年には二億千百萬圓となれり。此間に於ける金

利の趨勢如何を顧みるに日本銀行貸付利子は明治十八年二月に於て二錢七厘四毛を示せるもの漸次低落して十九年三月に於ては一錢九厘二毛となり同六月に於ては一錢三厘七毛となり日本銀行創立以來の最低利率を現はすに至れり。爾來漸次騰貴の傾向を呈し二十年一月には一錢五厘一毛となり二十一年三月には一錢五厘九毛となり二十二年二月には一錢七厘五毛となり同九月には一錢九厘二毛を示すに至れり。爾後形勢一轉二十三年六月には一錢七厘八毛に落ち二十四年五月には一錢九厘二十五年十一月には一錢六厘五毛に低落するに至れり。

### 第八章 地價及有價證券相場の騰落

地價及び有價證券相場の騰落は資金の需用をして増減せしめ隨て金融を繁緩ならしむるものとす。例へば從來土地若くは有價證券の取引に使用せられし資金一千萬圓なりしと假定せよ而して今地價若くは有價證券相場が二倍の騰貴をなしたりとせよ。此場合に於ては最早從來の一千萬圓を以てしては只

地價及有價證券相場の騰落

僅に從來の數量の半ばを取引し得るにすぎず。其全數量の取引を圓滑に行はんとせば從來の一千萬圓に加ふるに更に一千萬圓を以てせざるべからざるの理にして新に一千萬圓の資金需用を喚起し金融を引締らしむべきは亦疑を容れざるなり。而して其下落したる場合に於て之と反對の現象を呈すべきは亦多辯を要せず。

以上各章に於て資金の需用供給を増減せしむべき重なる原因なりと思惟したるものにつきて少しく説明を加へたり。其他直接間接に資金の需用供給を増減せしむべきもの多々あるべしと雖ども一々之を述ぶる能はざるを憾む。殊に資金の實態を構成する預金等の増加により資金の供給自ら潤澤となるべきは敢て疑を容れずと雖ども此等に關しては第三編金融機關論中に於て説明を加ふべきを以て重複を避けて茲に省略す。

## 第二編 金融に附隨の現象

### 第一章 金利

金利

金利は資金使用の對價なるを以て其高低は資金に對する需用供給の増減換言すれば金融の繁緩によりて決定せらるゝを原則とす。即ち金融緩慢なれば金利隨て低く之に反して金融繁忙なれば金利隨て高からざるべからず。此の如く金利は金融に附隨する現象なりと雖ども又他方に於て金融を繁緩ならしむる所以の至大の原因たり。即ち金利にして高きに失せんか事業資本は自然に事業を離れ銀行資本となりて金融市場に復歸し殊に世界市場共通の理適切に行はるゝ場合に於ては外國より資金を吸収し以て市場の資金を豊富ならしめ金融を緩和せしむべし。金融既に緩慢の狀を呈せば金利亦隨て低落せざる可らず。金利にして低落せんか銀行資本は滔々として事業界に流出し且つ外國市場の金利高き所に向て資金の流出を見るべく隨て市場の資金は缺乏を告

金利激變の弊害

げ金融繁忙の狀を呈するに至るべし。此の如く金利と金融とは原因結果の關係を結び互に因となり果となりて其作用をなすものなり。

金利の高低は金融上の活現象として素より避くべからざるの數なりと雖ども其高低共に極端に奔るが如きは經濟上非常なる弊毒を伴ふものなるを以て深く注意せざるべからず。殊に其彼瀾激甚を極むるに至りては之がために生ずる經濟上の禍害測り知るべからざるものあり。試に其弊害の重なるものを指摘すれば左の如し。

第一 金利の關係を豫め計算すること困難なるを以て事業計畫の基礎確實ならず。従て新事業の勃興を妨ぐ。

第二 計畫の基礎確實ならざるに拘らず尙創設せらるゝものは多くは投機に傾くを以て着手後失敗破倒に歸するもの多し。

第三 金利高低の差によりて利せんとする種類の營業多く發達し實質的に事業其ものにより収益せんとするもの尠く従て真正なる事業の發達進捗を妨ぐ。



- 第四 金利の高低頻繁なれば投機を奨励す。
- 第五 貯蓄心を萎靡せしむ。
- 第六 信用の發達を阻害す。
- 第七 有價證券相場の變動を多大ならしむ。  
有價證券相場の變動より生ずる禍害の重なるものを更に指摘すれば左の如し

  - 一 諸營業會社の基礎を動搖せしむ。
  - 二 有價證券を擔保として割引貸付を營む銀行の營業をして不安固ならしむ。
  - 三 金融繁忙の際は有價證券の下落著しき際なるを以て増加したる資金の需用を充たすの方法として有價證券を利用すること益困難なるが故に資金の融通は愈々益々澁滯梗塞するに至る。
  - 四 有價證券に對する放資の危険なるの觀念を生じ安全なる預金によりて衣食せんとするもの輩出し公債株券及び債券の發行を困難ならしめ

中央銀行金利は市場金利の上にあるを要す

- 事業の發達擴張を阻害す。
- 五 公債價格の變動は國家の信用を害す。
  - 六 外國資本家をして事業放資の不安定なるを疑懼せしむるを以て外資輸入の障礙となる。
  - 七 取引所に於ける投機を旺盛ならしむ。
  - 八 有價證券は頗る便利なる貯蓄の方法なりと雖も其相場の變動甚だしければ貯蓄の方法たるの價值なく隨て貯蓄の念慮を減殺するの虞なしとせず。
- 中央銀行の金利は市場の金利と成るべく同位若くは少しく其以上にあることを要す。若し兩者の間に著しき差異あらんか之がために生ずる弊害蓋し鮮少にあらざるなり。即ち市場金利にして中央銀行金利の上にあるときは常に融通を中央銀行に仰ぎ之を公衆に貸付して以て其差額を利得する所謂鞘取銀行なるものを輩出するの虞なしとせず。之に反して中央銀行の金利が市場金利より著しく上位にあらんか中央銀行が市場整理のために金利を引上げ緊縮

を試みんとするも市中銀行の割引貸付を自由にするありて到底其目的を達し能はざるが如きことなしとせず。故に中央銀行金利は市場の金利と同位若くは少しく其上位にあることを必要とす。之を我國の實況に徴するに吾人は不幸にして日本銀行の金利定方が學理を蔑にし吾人の望に副はざるを見る。即ち其定方は市場の金利より常に二三分も低く定むるの慣行にして其結果各銀行は自己の預り金に對する仕拂準備を積立つるの念慮に乏しく有らん限りの資金は悉く之を使用し盡し萬一急あれば日本銀行に依頼するの考を有するのみならず銀行相互の間に資金を融通するの途を講ずるの念慮に乏しく事あれば直に日本銀行の門を敲くを上策と思惟するは蓋し當然の事理なり。殊に近年各地銀行設立の流行せる所以のものは一には此差益を利せんとするに原因するものなるが如し。此の如きは實に驚くべきの現象にして諸銀行の運用一に日本銀行依頼の一點に歸屬し日本銀行の資力は一に兌換券の發行に歸屬し一方より株券を擔保として割引貸付を請求し一方よりは兌換券を以て其請求に應じ相循環して底止する所を知らず。銀行設立は愈々増加し株熱は愈々勃

各國に於ける中央銀行金利と市場金利との比較

興し兌換券の保證準備發行は愈々増加し正貨は益々海外に向て流出するの結果となるは毫も怪しむに足らざるなり。  
左に各國中央銀行の金利と市場金利との比較を示し以て我國の如き實例他に存するや否やを檢せん

千九百年

(明治三十三年)

國名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
英國	六分	四分	四分	四分	四分	三分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	三、九六
倫敦市場	四分	三分	三分	三分	四分	二分	四分	三分	四分	三分	四分	四分	三、六六
中央銀行	四分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三、三三
佛國	四分	三分	三分	三分	三分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	三、三三
巴黎市場	四分	三分	三分	三分	三分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	三、三三
中央銀行	五分	五分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四、五八
奧國	五分	四分	三分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四、三六
維也市場	五分	四分	三分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四、三六
中央銀行	七分	五分	五分	五分	五分	五分	五分	五分	五分	五分	五分	五分	五、三二
獨逸	五分	三分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四、五九
柏林市場	五分	三分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四、五九

國名	日次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
蘭國	中央銀行	五	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三六〇
蘭國	中央銀行	五	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三四〇
白國	中央銀行	五	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四〇八
露國	中央銀行	七	六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五五七
露國	中央銀行	七	六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五六七
日本	中央銀行	八	八	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九三一
日本	東京市場	九	九	〇	〇	〇	二	二	二	二	二	二	二	二八〇
英國	倫敦市場	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三一六
英國	中央銀行	五	五	四	四	四	三	三	三	三	四	四	四	三七二
佛國	巴黎市場	三	二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	二四四

千九百一一年 (明治三十四年)

國名	日次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
奧國	維也市場	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四〇八
獨國	柏林市場	五	五	四	四	四	四	三	三	三	三	四	四	四一二
獨國	中央銀行	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三〇四
蘭國	中央銀行	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三二五
蘭國	中央銀行	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三〇一
白國	中央銀行	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三三
白國	中央銀行	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	二六八
露國	中央銀行	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五五〇
露國	中央銀行	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五五〇
日本	中央銀行	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九九〇
日本	東京市場	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二六四

千九百一二年 (明治三十五年)



クレーア氏其著金融論に於て高歩の金利が外國より資金を吸収すると云ふ  
 經濟上の法則を明示するため左表を掲げたり。即ち千八百八十六年、千八百  
 八十七年及び千八百八十八年の三ヶ年間七月より十月に至る十八週間に於け  
 る巴理の一覽拂手形相場と巴里及び倫敦兩市に於ける割引歩合の差との關係  
 を示したる表なり。

千八百八十六年		千八百八十七年	
兩市割引歩合の差		兩市割引歩合の差	
倫敦の高きこと	同低きこと	倫敦の高きこと	同低きこと
第一週	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %
第二週	—	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %
第三週	—	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %
第四週	—	— <sup>1</sup> / <sub>3</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %
第五週	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %	—	— <sup>1</sup> / <sub>3</sub> %
第六週	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %
第七週	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %
巴里の手形相場	二五、二五	二五、二二	二五、二二
倫敦の手形相場	二五、二三	二五、二二	二五、二二

千八百八十八年		第十週	
兩市割引歩合の差		兩市割引歩合の差	
倫敦の高きこと	同低きこと	倫敦の高きこと	同低きこと
第八週	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %
第九週	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %	— <sup>5</sup> / <sub>8</sub> %	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %
第十週	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>8</sub> %	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %
第十一週	— <sup>5</sup> / <sub>8</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %
第十二週	— <sup>7</sup> / <sub>8</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %
第十三週	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %
第十四週	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %
第十五週	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>2</sub> %
第十六週	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %
第十七週	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>5</sup> / <sub>8</sub> %	— <sup>5</sup> / <sub>8</sub> %
第十八週	— <sup>3</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %	— <sup>1</sup> / <sub>4</sub> %
巴里の手形相場	二五、二六	二五、三三	二五、三三
倫敦の手形相場	二五、二九	二五、三三	二五、三三

第二編 第二章 正貨の出入



にして敢て疑を容れざるなり。  
 之を實際に徴するに亦疑ふべからざるものなり。即ち明治三十年以降我國に於ける金利の大勢を観るに明治三十年三月に於て一割一分三厘を示せるもの爾來漸次騰貴して翌三十一年七月には一割三分となり其れより次第に下落して三十二年九月に至りては九分七厘に落ち爾後又騰貴して三十三年十二月に於ては一割二分九厘を示し尙騰貴の傾向を持続して三十四年五月に於ては實に一割三分二厘の高歩に上れり。爾來漸く下落に傾き三十五年十二月に至ては一割一分四厘を示すに至れり。其間に於ける有價證券相場の變動如何を見るに全く金利の大勢と逆比例す。即ち明治三十年五月に於ける整理公債相場は百圓七十七錢なりしが爾來漸次下落して翌三十一年四月には九十圓三十一錢に落ち其れより次第に價格を回復して三十二年五月に至りては九十八圓九十七錢五厘に上り爾來又下落して三十三年十二月に於ては九十圓二十九錢に落ち尙下落の傾向を持続して三十四年六月に於ては實に八十六圓九十錢六厘と云ふが如き大暴落を見るに至れり。爾來漸く騰貴に傾き三十五年十一月

に至ては九十一圓八十三錢九厘を示すに至れり。尙事實的の證明に供せんがため左表を掲ぐ。

年次	種目	金利
明治三十年	整理公債相場	二七九 <sub>厘</sub>
明治三十一年	日本鐵道株相場	九七九 <sub>厘</sub> 一〇 <sub>分</sub>
明治三十二年		九三、八九一
明治三十三年		九六、一五二
明治三十四年		七四、〇三五
明治三十五年		七四、五二八
備考	金利は東京に於ける貸付金利の每一ヶ年平均なり。	
	公債及び株券相場は東京市中直取引現物氣配の平均相場なり。	

#### 第四章 恐慌

恐慌とは信用破壊し信用取引全く絶止し貸付割引の需用及び預金引出しの

恐慌

請求非常に増加し人心恟々たる現象を總稱す。而して其原因たるや事業新に起り資金の之に向ふもの不當に多く終に需用供給の程度を誤り商買中大損失を被むるもの輩出するに基くことなり。或は紙幣増發其他通貨の激増により物價の變動を惹起し投機心を獎勵するに基くことあり。或は又銀行不當に割引貸付の利子歩合を減少し爲めに投機心を喚起するに基くことあり。其他種々なる原因より發生するものなり。故に豫め其發生を防遏せんと欲せば須らく其源泉に溯て濁流の奔騰を遮ぎるの方策を講ぜざるべからず。然りと雖ども商業活潑事業擴張の後には恐慌の之れに附隨することあるは亦信用經濟社會に於て免るゝこと能はざる所の勢ひなるが故に豫防其功を奏せず不幸終に恐慌を惹起し信用途絶するの禍機に際會すること往々にして之れあり。此の如きの禍機に際しては果して如何なる方法を以て之れに應ずべきや。是れ所謂恐慌の救濟方法なるものにして各國制度を異にするに従ひ其軌を一にせざる所なり。

## 恐慌の救濟方

我國及び獨逸の如く紙幣の發行に制限屈伸法(Elastic Limit Method)を採るの國

## 一 日本及獨逸

に於ては紙幣の發行自在なるを以て市場紊亂し信用地に墜ち資金の需用大に加はるに際し中央銀行は商工社會の危急を救はんがため紙幣を増發して以て貸出を續け各銀行亦悉く之れに倣ふが故に恐慌も未だ其毒力を逞ふせざるに先だちて之れを鎮壓することを得べし。

## 二 米國

然りと雖ども北米合衆國の如く中央銀行を有せざる國にありては此の如く簡單に處決すること能はず。一方に貸出を續くる銀行あれば他方に貸出を控ゆる銀行なしとせず。果して然らば一の銀行は手形交換所に於て常に借方の「バランス」のみを有するに反し毫も金融の救濟を計らざる銀行は日々に其手許に正貨の増加することを見るべきなり。是を以て紐育に於ては是等の困難を除去せんがため手形交換所證券なるものを發行し銀行は公債證書類を手形交換所に預託して其預り證書を受取り之を以て手形交換上の「バランス」を決済することとせり。此の如くなれば銀行は貸出を續くと雖ども敢て正貨を失ふの恐れなく又貸出を控ゆる銀行と雖ども其手許を増加することなく是に於てか各銀行唯自己の安全にのみ汲々たるの弊を除くことを得而かも各銀行の準備



三 英國

は利害を共にし各銀行は唯其顧客の引出及び地方の請求によりて手許を減ずるに過ぎざるなり。千八百六十年以來金融の大逼迫に際しては常に此手形交換所證券の方法によりて之を救済したり。

英國に於ては米國と異なり英蘭銀行なる中央銀行を有すと雖も其紙幣の發行につきては金銀一部準備法(Partial Deposit Method)を採用するを以て其發行力は自ら制限せられて自在なるを得ず。即ち千八百四十五萬磅だけは正貨準備を要せずして發行をなすことを得るも此額以上の發行には必ず正貨準備を要し而かも此法定發行額及び保有準備額より以上の發行をなすことは法律に違反するにあらざるよりは到底之をなすことを得ず。此の如く英蘭銀行の發行力は限定せられ毫も其限度に伸縮力を有せざるを以て恐慌の場合に於けるが如き急激なる資金の需用に應ずること能はず。此場合に於ける唯一の救済策は即ち銀行條例の施行を停止して制限外の發行をなすこと之れなり。

クレリア氏其著金融論に於て論じて曰く

恐慌の場合に於ては人々が多くの特換券を得て各自の準備金を増加する

其實例

の必要あるに拘らず一方英蘭銀行の特換券發行力は法律上限定せらるゝを以て到底此急迫せる需用の増加に應ずると能はず。是を以て法律の成文は金の我國に到着して正貨準備を増加するまで暫時其施行を停止せざるべからず。蓋し法律の精神とする所は特換券の發行高をして一國需用の高に一致せしめんとするものにして若し突然豫見すること能はざる事情の下に需用高を増加するに至らんか此場合に於て尙依然として此制限を存在せしむるが如きは殆んど無意味のこと、云はざるべからず。故に英蘭銀行の重役は政府に對して此急迫せる事情を申告し當局大臣は此法律を停止するの必要ありと認むるに於て自ら責任を負ふて之れを實行す。之れ云ふ迄もなく當局大臣が此果斷の處置を取るにあらざれば他に之が衝に當るものなきを以てなり。

と。實際上英國に於ては千八百四十四年の銀行條例實施以來恐慌の起りし毎に常に條例の施行を停止して制限外の發行をなし以て漸く恐慌を救済するを得たり。即ち千八百五十七年の恐慌に際し各銀行は急激なる取付に遇ひ其結

果として準備は非常に減少し前五ヶ年間に於ける同期の平均は八百五十萬、パウンドなりしに此時は僅に二百七十五萬、パウンドに減少し十一月十一日の夜には百四十六萬二千、パウンドとなり翌日の夜は更に大に減少して五十八萬一千、パウンドとなれり。是に於てか條例の停止を政府に歎願するの止むを得ざるに至り同夜政府より認可の書狀を交附せられたり。其大意に曰く

若し割引貸付の需用急激に増加し千八百四十四年の銀行條例所定の兌換券發行額を以て之に應ずること能はざる場合に於ては法律を停止して其規定以外に兌換券を發行することを認許す。

政府は議會開會に際し制限外發行につきて責任を負ふべし

と。又千八百六十六年の恐慌に際し準備は非常に減少し前五ヶ年の平均八百萬、パウンドなりしもの五月九日の夕方には僅に五百八十萬、パウンドとなり殊に「ガーネー」會社破綻の當日たる十一日は所謂暗黒なる金曜日と稱せられ財政上頗る注意すべき日にして單に此日一日だけにて二百七十五萬、パウンドを引出さるゝに至り最早一刻の猶豫もなすべきにあらざるを以て事情を具して政

恐慌後の状態

府の熟考を乞ひ直に其返書を得たり。其主意は大要左の如し

英蘭銀行の重役が平素行ひつゝある經營の方法によりて正當なる商業上の資金需用を充たすに足らざることを發見する場合に於ては條例規定の範圍を越へて兌換券を發行し以て割引貸付を擴張することを許す。

帝國政府は責任を負ふて議會の承認を得ることを誤らざるべし。

割引貸付利率は一割以下に定むることを許さず。

恐慌の後には其結果として二ヶの現象發現す。商業の沈衰と金利の低廉なること即ち是れなり。商賈は最早従前の如く相互に信用せず相互に信用を與ふることに少きを以て商業の萎靡して振はざるは當然の事理なり。商取引の漸く減少するに伴ひ手形の發行高亦漸次減少し加ふるに銀行は一般に手形を信用せざるに至るが故に資金の供給は其需用に超過し金利の低落を見るに至るは亦自然の數なり。

## 第五章 銀行の破綻

銀行の破綻

銀行の破綻は必ずしも金融に附随する現象なりと稱すること能はざるに似たりと雖ども其多數の場合に於ては直接間接に其源を金融の繁緩に發するものたり。米國に於ける現行國立銀行條例の實施せられたる千八百六十五年四月十五日より千九百一十一年十月三十一日に至る間國立銀行の破綻して破産管財人の手に委ねられたるもの四百四行に及びたり。其内四百一行之破綻の原因として米國政府の銀行監理官が類別したるものは左の如しと云ふ

破綻の原因

破綻銀行々數

- 一 役員私消 五
- 二 役員私消及び不正なる管理 二十二
- 三 役員私消及び過大なる貸付 一
- 四 役員私消及び有價證券の低落 二
- 五 有價證券の低落 十五
- 六 過大なる貸付不正なる營業及び株券の低落 二十五
- 七 役員及び重役に對し過大なる貸付並に株券の低落 二十四

- 八 役員及び重役に對する過大なる貸付並に不動産其他に放資 八
- 九 世人に對する過大なる貸付及び株券の低落 六
- 十 世人に對する過大なる貸付及び不動産其他に放資 六
- 十一 大口取引先に對する過大の貸付並に其破綻 二
- 十二 役員及び重役に對する過大なる貸付 五
- 十三 大口取引先の破綻 七
- 十四 不正なる管理 十三
- 十五 不正なる管理、役員重役に對する過大なる貸付及び株券の低落 十六
- 十六 不正なる管理及び株券の低落 十二
- 十七 不正なる管理及び不正なる營業 二十七
- 十八 不正なる管理、行員の私消及び株券の低落 八
- 十九 不正なる管理、不正なる營業、不動産其他に放資及び

株券の低落

八

二十 不正なる管理、行員重役に對する過大なる貸付及び世人に對する過大なる貸付

十二

廿一 不正なる營業

二十

廿二 不正なる營業及び株券の低落

六十二

廿三 不正なる營業及び大口取引先の破綻

十七

廿四 不動産其他に放資及び株券の低落

十四

廿五 金融の緊縮、物價の低落及び執務の怠慢

四十九

廿六 支配人の破綻

十五

以上の諸原因及び其原因より生ぜし破綻銀行々數につきて之を見るときは銀行の破綻は多くの場合に於て直接間接に金融に伴ふものなることを推知するを得べし。

以上五章の外直接間接に金融に附隨する現象は多々あり數へ來らば日も尙

足らずと雖ども茲には唯其重要なりと思惟したるものにつきて一言を試みたるのみ。

銀行

## 第三編 金融の機關

## 第一章 銀行

## 第一節 總論

銀行の意義

銀行とは資金の融通を司り之を餘裕ある所に取りて之を不足ある所に致し以て其需用供給を投合せしめ資金移轉の媒介をなす所の機關を云ふ。蓋し甲は資金に餘裕あり而して乙は其缺乏を感じずと雖ども甲に資金の餘裕あるを知らず甲も亦乙の缺乏を感じつゝあることを知らずとせんか需用供給は相投合するを得ずして資金の融通圓滑なること能はざるべし。然りと雖ども一度銀行なる金融機關設立せられんか餘裕あるものは直に之を銀行に預け缺乏を感ずるものは直に銀行より割引又は貸付を受くるを得るを以て需用と供給とは常に投合し資金の融通極めて圓滑なるを得べく其國を利し民を益する實に枚擧に遑あらざるなり。乞ふ少しく其効用を述べん

銀行の効用

第一 銀行は餘裕ある所より資金を取りて之を不足ある所に致し以て需用

供給を投合せしむるが故に資金の効力を増加せしむ

抑も銀行なるもの存在せざりし以前にありては人民の貯蓄をなすもの極めて少なきのみならず稀に貯蓄をなすものありと雖ども其貯蓄金は徒らに貯蓄者の囊裡に死藏せられて一國生産上に何等の貢献する所あらざりしなり。然りと雖ども一度銀行の創設あるに於ては四方に散在せる小額の貯蓄金は大低預金となりて銀行の庫中に流入し譬へ一口の金額は小さなも數千口を集むれば巨萬の金額に達すべきを以て銀行は百般の事業者に向ひて之を貸付け又は其手形を割引することを得べし。事茲に到れば事業者は最早従來の如く彼此奔走して以て資金供給者を求むるの勞費をなすを要せず直ちに銀行に就きて求むる所の資金を借入るゝことを得べきが故に百業茲に振興の刺戟を得て一國の生産力是れより増大せん。資金の需給を投合せしむる銀行の利實に大なりと云ふべし

第二 銀行は安全なる貯蓄法により小資本に利子を付し以て貯蓄の美風を

奨励すると同時に之を銀行資金として其營業所得を得せしむ

銀行は各所より小額の貯蓄金を集め之を貸付割引等に使用するを以て貯蓄者には相當の利子を支拂ふも銀行は尙且相當の利益を得べし。既に相當の利子を受け加ふるに貯蓄金保管の勞費を要せず而かも貯蓄者は其需用に應じ何時にても安然に其貯蓄金を引出すことを得べきが故に銀行の設立は貯蓄の奨励となること敢て疑を容れざるなり。貯蓄奨励せられて銀行の營業資金増大せんか其營業所得の増加すべきは亦言ふを俟たざる所なり。

第三 銀行は送金の便を増し大に貨幣の使用を節し従て利子の損耗を防ぐことを得せしむ

今若し銀行の設けなしとせんか東京居住の甲なるもの大阪居住の乙なるものに金員を送る場合に於て途中の費用危険及び日數を要するは勿論少くとも發着の間貨幣は全く其用を失ひ而して發送者即ち甲に於て全く利子を損失すべし。然りと雖ども今若し東京大阪兩地に銀行の設けあらん

か甲は直ちに銀行への預け金に對して乙に支拂ふべき引出小切手を作り之を乙に郵送することを得べし。若し又甲にして預金を有せずんば其送金すべき金額を銀行に拂込み乙の取引銀行に宛て其額の小切手を作り之を郵送するを得べし。斯の如くなれば貨幣現送の費用と危険とを避け併せて發送のため貨幣を死物とし従て利子を損失するの不經濟を免るゝことを得べし

第四 銀行は手形割引の方法により大に農工商百般の事業を擴張し生産を増加せしむ

農工商業者にして其生産を了るや直に之を市場若しくは消費者に賣却せんとするも之に相當する買主を早卒の際に見出すことは極めて困難のことたり。良し買主ありとするも而かも直に現金を受領すること能はざる場合多からん。果して然らば農業者は農具を新調し若しくは修理し又は種苗肥料を購入して以て次回の耕作に着手するを得ず。工業者は機械を新調し修繕し又は原料品を買入れ以て其事業を繼續するを得ず。商人は

更に商品の仕入をなすことを得ずして三業茲に閉息せざるを得ず。然りと雖ども銀行の設けあらんか其買主の相當するものを見出さざるときは其生産物を抵當として銀行より金員を借り入るゝことを得べく若し又買主あるも直に現金を受領すること能はざる場合に於ては其買主より約束手形を受取り又は自ら其買主に對する爲替手形を發行し以て買主の取引する銀行に持參せば幾分の割引を以て之を現金に引換ゆることを得べきが故に彼等は直に生産を繼續するを得るのみならず更に事業を擴張し從て生産を増大ならしむることを得べし

第五 銀行は割引貸付等をなすを以て投機空商の弊を豫防し恐慌の禍を減ずることを得べし

銀行は常に割引貸付等の業務に従事するを以て手形の性質を査定し其良否を鑑別すること極めて巧妙なり。故に投機將に其萌芽を發せんとするに當り銀行は特に貸付割引に注意し抵當物及び手形の性質を審査し疑あるものに對しては斷然貸付割引を謝絶すると同時に他の一方に於ては利

子及び割引歩合を増加し以て一般に貸付割引の請求を挫屈せば又以て投機空商の弊を豫防するに足らん。若し不幸にして豫防十分の功を奏せず投機の結果終に恐慌となることありと雖も銀行既に之が防備をなし貸付割引の請求を減殺するに於ては其禍を輕減することを得べし

第六 銀行は各地の經濟狀況に適當したる貨幣を供給することを得べし

貨幣は其流通地方の經濟狀況により其大小を異にせざるべからず。若し小貨幣の需用多き地方に大貨幣の供給多く大貨幣の需用多き地方に小貨幣の供給多からんか忽にして兩貨幣の間に打歩を生じ番に取引の圓滑を阻害するのみならず物價の上にも少からざる影響を及ぼすことなきを保せず。而して各地の狀況と通貨需用の程度とは常に通貨の取扱ひをなすものにあらざれば之を洞察すること極めて難事に屬す。然るに銀行は職として常に之れに當るを以て能く各地の狀況に適當したる貨幣を供給することを得べし

第七 銀行は廣く手形證券等を取扱ふを以て各人は之れに其取扱を依托し

信託の業務をなさしむることを得べし  
 各人にして爲替手形、約束手形及び株券、公債證書等の有價證券を所藏するときは多忙のため往々にして其支拂期日を忘却することなしとせず。殊に地或は遠隔にして配當金の受取り又は公債元利の領收到に費用を要することあり。然るに之を銀行に委託せば銀行には之れに應ずる相當の機關備はり且つ其取扱ふ所の金高も巨多なるを以て是れ只序に取付又は領收をなすのみなれば一個人に取りては誠に面倒なる手續も銀行に取りては實に一舉手一投足の勞に過ぎざるなり。而して其受取りたる金額は之を寄託人の預金に記入し利子を付することを得べし

### 第二節 銀行資金

#### 第一款 資本金及積立金

銀行は固より營利事業なるを以て之を設立するには先づ資本を募集せざるべからず。故に其創立に當り資本高を定めて(公稱資本)以て資本を募集し其全

資本金及積立金

部若しくは幾分の集まるを俟て(拂込資本)業を始むるを例とす。而して公稱資本金は銀行資金を構成する分子にあらずして其分子たるものは即ち拂込資本金なり。故に公稱資本金巨額に達すと雖も拂込資本金の之に及ぶなくんば銀行の運轉資金は之がために饒多となること能はざるなり。然りと雖も未拂込資本金多きときは一朝銀行破綻の恐れあるに際して之が拂込をなさしむるの擔保となると同時に拂込資本金少くして積立金多きは偶々以て配當を多からしむるの利益あり。今明治三十四年末現在各國紙幣發行銀行の拂込資本金高を擧ぐれば左の如し

銀行	行數	拂込資本金
佛蘭西銀行	一	一八二、五〇〇、〇〇〇 <sub>法</sub>
獨逸帝國銀行	一	一八七、五〇〇、〇〇〇
獨逸發行銀行	七	一二四、五〇〇、〇〇〇
埃洪銀行	一	二一〇、〇〇〇、〇〇〇
西班牙銀行	一	一五〇、〇〇〇、〇〇〇



露國銀行	—	一二五、〇〇〇、〇〇〇
英蘭銀行	—	三六三、八〇〇、〇〇〇
蘇蘭銀行	—	二二二、九〇〇、〇〇〇
愛蘭銀行	六	一五五、二〇〇、〇〇〇
伊太利銀行	—	一八〇、〇〇〇、〇〇〇
ネーブル銀行	—	六五、〇〇〇、〇〇〇
シ、リー銀行	—	一二〇、〇〇〇、〇〇〇
白耳義國立銀行	—	五〇、〇〇〇、〇〇〇
和蘭銀行	—	四〇、〇〇〇、〇〇〇
葡萄牙銀行	—	七四、二〇〇、〇〇〇
日本銀行	—	七五、〇〇〇、〇〇〇
瑞典王國銀行	—	五〇、〇〇〇、〇〇〇
同私立銀行	二六	八五、四〇〇、〇〇〇
瑞士	三三	一六五、七〇〇、〇〇〇

紐育同盟銀行	六一	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
ルーメニヤ銀行	—	一二〇、〇〇〇、〇〇〇
丁抹	—	三八五、〇〇〇、〇〇〇
希臘	—	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
諾威	—	一五九、〇〇〇、〇〇〇
芬蘭	—	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
セルビヤ	—	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
アルカリヤ	—	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
土耳其	—	二五〇、〇〇〇、〇〇〇

積立金は亦拂込資本金と同じく銀行資金を形成する一要素なり。故に其大  
 小は銀行資金を増減せしむ  
 今我國に於ける各種銀行の公稱資本金拂込資本金及び積立金を表示し併せ  
 て銀行資金を構成する第一の要素たる積立金と拂込資本金との合計を示せば  
 左表の如し

各種銀行の資本金及積立金 明治三十四年末現在

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	拂込資本金 積立金合計
日本銀行	三〇,〇〇〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	三〇,〇〇〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	一五,九五〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	四五,九五〇,〇〇〇 <sup>円</sup>
横濱正金銀行	二四,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	九,〇三五,〇五九	二七,〇三五,〇五九
日本勸業銀行	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	一三五,九二六	二,六三五,九二六
農工銀行	二八,三七〇,〇〇〇	二六,〇五〇,〇〇〇	七九三,一五七	二六,八四三,一五七
北海道拓殖銀行	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇九八,四〇〇	一五,二四八	二,一一三,六四八
臺灣銀行	五,〇〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	七七,九〇〇	一,三二七,九〇〇
普通銀行	三六五,〇三一,九〇〇	二五一,七〇〇,三六九	三八,八六八,一六一	二九〇,五六八,五三〇
貯蓄銀行	五〇,二八一,三〇〇	二九六,〇八,六八七	三四六,二,二六四	三三,〇七〇,九五一
合計	五五,六八三,二〇〇	三六,一二七,四五六	六八,三三七,七一五	四二九,五四五,一七一

前表末段拂込資本金及積立金合計の多少は當該銀行運轉資本金の多寡を現はすものにして即ち貸出力の大小を示すものなり

預金

第二款 預金

銀行資金を構成する第二の要素を預金とす。預金とは事業家及び一般公衆が其事業若しくは日常の費用のため目下使用を必用とせざる剰餘金、疾病災厄等不時の出来事及び老後等に備ふる備荒的性質を有する貯蓄金を銀行に預け入るゝ金高を云ふ。思ふに預金は一口の金高僅少なるものなりと雖も其總額は非常の巨額に達し銀行資金中實に重要な部分を占むるものにして銀行の盛衰は預金の多寡によること頗る大なり。今千九百一十一年十二月末日に於ける各國紙幣發行銀行の預金高を見るに左の如し

銀行名	行數	公衆預金	政府預金
日本銀行	一	六四,〇〇〇,〇〇〇 <sup>法</sup>	四四,〇〇〇,〇〇〇 <sup>法</sup>
英蘭銀行	一	一,二五九,九〇〇,〇〇〇	二五九,六〇〇,〇〇〇
佛蘭西銀行	一	五五九,六〇〇,〇〇〇	一六七,〇〇〇,〇〇〇
獨逸帝國銀行	一	七〇四,〇〇〇,〇〇〇	—

獨逸發行銀行	七	一三七、七〇〇、〇〇〇	
埃洪銀行	一	一四二、三〇〇、〇〇〇	三二、一〇〇、〇〇〇
西班牙銀行	一	六八二、二〇〇、〇〇〇	一〇七、一〇〇、〇〇〇
露國銀行	一	三二六、一〇〇、〇〇〇	一、四五八、〇〇〇、〇〇〇
伊太利銀行	一	二四、二〇〇、〇〇〇	八九、六〇〇、〇〇〇
ネーブル銀行	一	六四、五〇〇、〇〇〇	
シ、リ、銀行	一	三四、〇〇〇、〇〇〇	
白耳義國立銀行	一	七二、八〇〇、〇〇〇	一二、八〇〇、〇〇〇
和蘭銀行	一	六、五〇〇、〇〇〇	二七、七〇〇、〇〇〇
葡萄牙銀行	一	一一、六〇〇、〇〇〇	一四八、四〇〇、〇〇〇
瑞士	三三	一、一四四、六〇〇、〇〇〇	
瑞典王國銀行	一	四八、六〇〇、〇〇〇	
同私立銀行	二六	八一、九〇〇、〇〇〇	
紐育同盟銀行	六一	四、五五四、五〇〇、〇〇〇	

丁抹	一	一〇、五〇〇、〇〇〇	
希臘	一	七一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、三〇〇、〇〇〇
諾威	一	一四、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
芬蘭	一	二四、一〇〇、〇〇〇	
セルピヤ	一	九〇〇、〇〇〇	
フルガリヤ	一	七一、九〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
土耳其	一	一七七、六〇〇、〇〇〇	五六、六〇〇、〇〇〇

前表に明なるが如く日本銀行の公衆預金は頗る僅少にしてセルピヤを除くの外各國銀行の最下位にあり。然りと雖も之れ全く我國に於ける特種の事情に基くものにして我國にありては十二月は歳末大決算期に該當し資金の需用頻繁を極むる時なるを以て預金の引出さるゝもの此時期に於て極めて巨額に達し隨て年末残高を僅少ならしめたるに外ならざるなり

預金に對しては銀行之れに相當の利子を付するを通例とす。然りと雖も英國に於ては當坐預金に利子を付せず當坐預金とは預け人は何時たりとも豫め

預金に對する利子

通知をなすことなしに其預け金高の一部又は全部を引出すことを得るものを云ふ。英語にて「カレント、アツカウント」Current accountと稱するもの即ち之れなり。而して其利子を附するものは獨り定期預金のみ(定期預金とは預け入れの日より若干日の間は引出をなさず而して其引出をなさんとするときは豫め通知を要するものを云ふ。英語にて「デポジット、アツカウント」Deposit accountと稱するもの即ち之れなり。此の如く當坐預金は常に利子を附せられざるのみならず却て手数料を徴せらる。思ふに當坐預金は繁雜なる手数を要するのみならず之がため筆墨紙帳簿等の諸經費を要し従て銀行の費す所鮮少なざるが故に之に對して相當の手数を徴するは理の當に然るべき所にして全國送金無手数料と云ふが如き不合理なる我國の實例は海外に於て見るべからざる現象なり。勿論英國に於ても全然無利子の銀行のみならず。殊に歐洲大陸に於ては當坐預金に利子を付せる銀行極めて多數なり。然りと雖も此等の利子を付せる銀行とても我國とは大に其事情を異にし或一定の最低額迄は必ずらず殘高を有することを條件として毎月の最低限度又は平均殘高に利子を付

し或は最低額以上の分だけに利子を附するものなり

預金は其預け入れ物件を標準として之を二種に分つことを得。現金預金及び信用預金即ち之れなり

(一) 現金預金 現金預金とは其名の表示する如く現金即ち通貨を以て預け入るゝものを云ふ

(二) 信用預金 信用預金とは小切手を以て預け入るゝか又は手形の割引若しくは其他の方法によりて一時借金をなし其手取金を以て預け入るゝものを云ふ

英米の如く商工業の盛大なる國に於ては預金中第一種の現金を以てする預金比較的少くして第二種の手形割引より生ずる所のもの即ち振替預金と稱せらるゝもの非常の巨額に達し英國の如きは總預金中九割八分を占め米國に於ても又九割五分を占むと云ふ。果して然らば預金の多少は銀行が使用し得る所の運轉資金即ち貸出力の大小を示すものにあらずして其割引事業の多少を示すものなりと云はざるべからず

發行紙幣

### 第三款 發行紙幣

銀行資金を構成する第三の要素を發行紙幣とす。蓋し銀行紙幣發行の方法は其數極めて多く擧げて數ふべからずと雖も試に其主要なるものを擧ぐれば左の如し

- 第一 金銀準準法 Simple Deposit Method
- 第二 金銀一部準備法 Partial Deposit Method
- 第三 準備比例法 Proportional Reserve Method
- 第四 不動産準備法 Real Property Reserve Method
- 第五 證券準備法 Documentary Reserve Method
- 第六 制限屈伸法 Elastic Limit Method
- 第七 自由發行法 Free Issue System
- 第八 不換紙幣 Inconvertible Paper Money

此等各種の發行方法に關する詳細の説明は第四編第一章第二節に於て之を

なすべきが故に重複を避けて茲に贅せず。

### 第三節 銀行資金の使用

#### 第一款 手形割引

銀行資金使用方法中最も主要なるものにして且つ一國經濟上最も有益なるものを手形割引とす。手形割引とは手形上の権利者が支拂期限到來前に金員を受取るがため其受取るべき金員中より割引請求の日と其支拂期限との間の利子を差引くを云ふ。此割引によりて銀行に譲り渡さるゝ手形に二種あり一を爲替手形と云ひ一を約束手形と云ふ。

#### 第一項 爲替手形

爲替手形とは債權者が債務者に對し一定の金額を支拂ふべしと命ずる命令書にして其跡様に二あり

第一 甲が乙より受取るべき金員を有すると同時に丙に支拂ふべきものあ

手形割引

爲替手形

る場合に於ては甲は乙に宛て丙又は其名指人に若干金員を支拂ふべしと命ずるもの

第二 甲が乙に物品を賣却し其代價の支拂期限を定め其期日迄に又は請求次第に自己若くは自己の名指人に之を支拂ふべしと命令するものは是れなり。第一種のもものは引出小切手にても之をなし得るを以て方今に於ては其用極めて微々たりと雖も第二種のものに至ては其用甚だ盛大にして物品取引は殆んど悉く此種によらざるはなし。而して其手形は殆んど悉く銀行の割引する所なり。乞ふ少しく其手續を述べん

今試に生産者が或る物品を生産し其代價と支拂期とを定め卸賣商と賣買約款を締結し物品を卸賣商に引渡したりとせよ。此場合に於ては生産者は直に卸賣商に對し

一金若干圓(約定代價)

右金員手形面の日付より何日目に(又は請求次第)拙者又は拙者の名指人(又は持參人)へ無相違御支拂有之度候也

爲替手形割引  
の手續  
其一

年月日

何某殿(卸賣商の氏名)

何某生産者の氏名

と云ふが如き手形を宛て之を卸賣商に送附す。卸賣商は之を見て手形の表面を横切り承諾致候と記載し以て支拂を承諾し之を生産者に送附す。生産者は之を受取り直に其手形の裏面に自己の氏名を署し之を裏書 Indorsement と云ふ之を銀行に持參し割引を請求し手形面の金額より割引請求の日と支拂期限との間の利子を差引きたる金員を受取り之を以て更に生産を繼續し且つ擴張することを得べし。斯の如く割引をなして得たる手形は銀行之を期限まで所藏し其期間満了の際卸賣商より手形面上の金額を受領し以て手形行爲を終了するものなり。其他輸入商の卸賣商に對する又は卸賣商の小賣商に對する場合に於ても其關係毫も之と異なることなし。

以上述ぶる所は手形支拂の最も單純なる場合を例示したるものなりと雖も實際上銀行は割引のために現金の受授をなさず只帳簿上の決算整理を以て巨萬の取引を幫助するが故に苟も信用の器具を整へ之を厚くせば生産分配の事

其二

業は殆んど現金を要せずして之を發達伸張するを得べし。

近接せる地方間に行はるゝ手形割引の手續は既に之を論じたり。乞ふ之れより遠隔せる地方間の手形取扱振りを述べん

今試に横濱の輸出商が米國の輸入商に向て生糸を仕送りたりと假定せよ。

此場合に於て輸出商は直に輸入商に宛て爲替手形を振出し之を横濱正金銀行に持参し割引を受け以て益々生糸の買集に従事すべし。正金銀行は斯くして得たる手形を如何に處分するかと云ふに相當の代價を以て之を其需用者に賣却す。需用者とは米國に金員支拂の義務を有するものにして例へば米國の輸出商より麥粉の仕送りを受けたる横濱輸入商の如きものを云ふ。此等金員支拂の義務を有するものが若し現金にて其義務を果さんとせば運賃、保険料及び包装費等を支拂はざるを得ざるが故に此等の費用を避けんがため必ずや銀行に至り米國宛の手形を需め相當の代價を以て之を買受け之を米國にある麥粉輸出商に送付すべし。此場合に於て

(一) 其手形が参着拂のものなれば麥粉輸出商は生糸輸入商の許に至り其手

形を呈示し之が支拂を受くべしと雖も

(二) 其手形が若し参着後拂のものなれば麥粉輸出商は其支拂時限まで手形を所藏せず直に銀行に持参し割引を受くるを例とす。而して銀行は其手形を生糸輸入商に示し其承諾を受け期間の満了を待ちて之を彼に送り其支拂を受け又は其高だけを彼れの預金より差引き以て手形行爲を完了するものなり

### 第二項 約束手形

約束手形

約束手形とは債務者が債權者に對し一定の金額を支拂ふべしと約束する約束書にして其體様に二あり

第一 物品の買主が其代價を賣主に支拂ふべしと約束するもの

第二 一時の融通のため未來の支拂を約し以て發賣を試みるもの

是れなり。第二種のもの銀行等が稀に用ふる所のものたるに止まると雖ども第一種のものに至ては専ら物品の運轉に用ひらるゝ所のものにして約束手

約束手形割引  
の手續

形中實に其主要なるものなり。今少しく其景況を述べん

生産者と卸賣商輸入商と卸賣商若くは卸賣商と小賣商との間に於て物品の  
賣買約款を締結し賣主より買主に物品を送れば買主は

一金若干圓(約定代價)

右は受取り申候價格として手形面の日付より何日目通例三ヶ月に貴殿又  
は貴殿の名指人(又は持參人)へ無相違支拂可申候此段約束す

年月日

何 某 殿(賣主の氏名)

何 某(買主の氏名)

と云ふが如き手形を作成して之を賣主に送付す。賣主は之を受取り銀行に送  
りて割引を乞ひ又は之を以て振替預金となし或は之を以て他人への支拂に供  
する等總て爲替手形の場合に於けると同じく全く賣主の任意たり。而して銀  
行は期間の満了を待ちて手形を買主に呈示し其支拂を受け又は其高だけを彼  
れの預金より差引き茲に全く手形行爲を結了す。

思ふに約束手形は買主に於て物品を受取りたる後にあらざれば之を振出す

手形割引の利  
益

ことを得ざるものなるを以て到底遠隔せる地方間の取引には之を使用するこ  
と難く、良し地相接近せりとするも爲替手形は債權者より支拂を命令するもの  
なるに反し約束手形にありては債權者は便々として債務者より約束状を持ち  
來るを俟つものなるが故に其鋭鈍素より日を同ふして論ずべきにあらず。宜  
なり銀行事業の隆盛に赴くに從ひ約束手形の使用日に衰退し爲替手形の使用  
日に盛なるの勢あるや。

### 第三項 手形割引の利益

今若し銀行の設けなく手形の割引を受くるの道なしとせんか三萬圓の資本  
を有して生産事業に従事するものは決して此三萬圓を一時に使用し其資本の  
全部を擧げて生産に従事すること能はざるべし。何となれば方今の生産は注  
文を待ちて而して後ち爲すものにあらず先づ生産し而して後ち市場に向て之  
が賣出を試みるものなるが故に一時に全力を盡して物品を生産し之を市場に  
出すも急に現金を以て其全部を購入するものありや否やは素より期し能はざ



る所なり。方今諸國の經驗によれば物品の市場に出で、より之を賣捌くを得るの時間は平均凡そ三ヶ月なりと云ふ。果して然らば右の生産業者にして三萬圓の資本を一時に使用せんか三ヶ月間は全く資本なきに至り生産を中止せざるを得ざるべく其損失甚だ大なるものあるを以て止むを得ず其事業を減縮し第一に先づ一萬圓を使用し第二に次の一萬圓を使用し第三に又次の一萬圓を使用して以て三ヶ月を待ち第一回の生産によりて市場に賣出したる物品の代價を得之を以て第四回の生産を繼續するの外他に策なかるべければなり。然るに手形割引の便一度開けんか右生産業者は資本の全部を一時に使用し其生産物を卸賣商に送り直に之に對して爲替手形を發行するか又は之より約束手形を受取り之を銀行に持參して割引を乞ひ容易に現金を得之を以て其事業を繼續し且つ擴張することを得べし。故に此場合に於ける三萬圓の資本は手形割引の便開けざる時代に於ける九萬圓の資本と其効果を等ふするものなり。此の如く手形の割引は資本の運轉を活發ならしめ物品の生産を増加し隨て生産費を減少し物價亦隨ひて廉なるを得べく其農工商百般の事業者及び一般經

濟の爲めに利益ある率ね斯の如し。

#### 第四項 手形割引に就ての注意

手形割引に就ての注意

手形割引に就て最も注意を要すべきもの三あり。即ち手形流行の順逆相互引受及び空手形是れなり。乞ふ之を畧述せん

第一手形流行の順逆。手形流行の順逆即ち手形が順路を踏むや又は逆路を取るやを看破することは手形の割引上最も緊要のことに屬す。蓋し棉花輸入商が紡績會社に宛てたる爲替手形或は紡績會社が棉花輸入商に對して振出したる約束手形の如きは事物當然の成行を示すものにして順路を踏むものなり。故に其取引にして資本不當の高に達せざる以上は敢て怪しむべきものなしと雖ども紡績會社が棉花輸入商に宛て振出したる爲替手形又は棉花輸入商が紡績會社に對して振出したる約束手形の如きは其行路自然の順序を失ひ全く逆路を取るものにして其間怎麼の消息なきを得ず最も怪しむべきものに屬し大に注意せざるを得ず。

第二相互引受。 相互引受又は相互承諾と稱するものは眞手形即ち物品の取引に基いて起るもの、如き體を裝ひ實際取引の必要な物品を甲より乙に又乙より甲に幾度となく之を轉輾し其間相互に手形を振出し相互に引受をなすものにして大に危険なるものなり。而して其囹として利用せらるゝ物品を蹴鞠と云ひ其引受を十文字引受と稱し金融界の一大惡戯にして大に注意を要すべきものなり。

第三空手形。 空手形とは全く物品の取引なしに唯熟談上期限には回金又は其他の方法を以て手形支拂に差支なき様に取計ふべしとの約をなし多くは好意を以て空に手形を宛つるの許諾を得式の如く承諾を受けて振出す手形を云ふ。思ふに空手形は眞手形と全く其趣を異にし空手形にありては實際上宛人が債務者にして被宛人が債權者なるを以て手形の表面上債務者たる被宛人も自然眞實自己の買入れたる物品に對して宛てられたる手形の如く其資力を以て支拂に充つるを豫期せず一に宛人よりの回金に依頼するを例とす。故に宛人の投機其圖を失ひ回金をなすこと能はざ

## 橋掛手形

らんか其支拂に差支を生ずるは自然の數なり。此場合に於て銀行強ひて承諾人に對し支拂を請求すれば彼れ是れに應ずることを得ず終に破産の悲況に陥り銀行も亦多少の損失を免れざるべからざるに至る。故に手形の割引に際しては常に周密なる注意を以て之が眞空を識別せざるべからざることを忘るべからず

斯の如く空手形の弊害は恐るべきものなりと雖ども手形の確實不確實は單に眞空の名を以て之を定むること能はず。彼の橋掛け手形と稱するものの如きは橋掛け手形とは甲乙兩地間の爲替が例へば春は甲地に於て乙地に宛てたる手形の需用多くして片爲替となり秋は乙地に於て甲地に宛てたる手形の需用多くして片爲替となり双方の市場に一時爲替相場の變動甚しくなるの不便を避くるため甲乙兩地の銀行互に「コレスボンデンス」の約を結び春季は甲地の銀行より乙地の銀行に宛て爲替手形を振出し之を其需用者に賣却し秋季に至り乙地の銀行より甲地の銀行に宛て爲替手形を振出し之を其需用者に賣却し以て曩に甲地銀行へ對する貸勘定と差

引き其貸借を決算するを云ふ純然たる空手形なりと雖とも其双方の金融を補助し爲替相場極端の變動を防ぐに於て偉大なる功を奏するものなり。之れに反し眞手形と雖ども熱帯地方に糧を輸出し寒地の夷民に蚊帳を輸出し之に宛つる手形の如きは其支拂全く振出人の資力によらざるを得ず決して確實なるものにあらざるなり。然りと雖ども眞空の間自ら其差違なき能はず。眞には其根柢に品物のあるありて其害隨て薄く空には根柢のあるなし故に其害甚だ大なり。

### 第二款 貸付

貸付

貸付は割引より利益少しと雖ども亦興産の一大利器にして之を放棄するを得ず。英米の如き割引事業の盛大なる商業國に於てすら銀行資金は幾分之を貸付に使用せざるものなき有様なり。貸付を分て三種とす普通貸付、保證貸付及び信用貸付即ち是れなり。

普通貸付

### 第一項 普通貸付

普通貸付とは銀行が抵當物を取り相當の利率及び返済期限を定めて貸付くるものを云ふ。蓋し銀行業と質取業との區別は前者は對人信用を基礎とし後者は對物信用によるものなりと雖ども世運の進歩に伴ひ人事頻繁事情複雑を加へ銀行は一々其顧客の信用を洞察すること能はず多少對物信用に依頼せざるべからざるに至るは自然の數なり。然りと雖ども學理上銀行の貸付は對物にあらずして對人信用なるが故に普通貸付の場合に於ても抵當物に對して貸付をなすにあらず借受人の義務に對して貸付をなすものなり。之れ即ち此種の抵當物が見返り品又は副抵當物(Collateral Security)と稱せらるゝ所以なり。斯の如く見返り品は唯債務者が其義務を果し能はざる萬一の場合に備ふるに過ぎずと雖ども苟も其之を取る以上は深重なる注意を以て其最も確實なるものを選択せざるべからず。乞ふ其重なる二三のものに就て少しく陳ぶる所あらん。

第一公債證書。其確實なるの點に於ては素より疑を容れず而かも其元金の必要ある場合に際しては容易に之を賣却することを得べく實に好箇の抵當物たるを失はず。

第二大藏省證券。其確實なること普通公債證書に譲らず加ふるに其償還期日は當初より確定し居るのみならず期限到來前に元金の必要あるときは何時にても之を賣却し得べく其便手形割引と毫も擇ぶ所なく而かも確實なる點に於ては却て之れに優り貸付抵當物中蓋し之れに及ぶものなかるべし。

第三社債債券。社債債券の利子は豫め一定し株券の配當の如く時々變動するものにあらざるのみならず配當に對して優先權を有するを以て苟も社債債券にして確實なる會社の發行に係るものなる以上は極めて好箇の抵當物たり。我勸業銀行の債券、佛蘭西土地銀行の債券の如きは公債證書と殆んど差異あるなし。

第四株券。思ふに貸付の抵當品は確實にして價格の變動最も少きものを

良しとす。然るに株券は其確實なるものと雖も價格の動搖常なきを例とするのみならず株券にして不幸抵當流れとなりたる場合に於ては銀行自ら株主とならざるを得ず。銀行にして商工諸般の會社の株主とならんか之れ根柢に於て氷炭相容れざる利害關係を混淆するものにして其の不可なるや言を俟たず。然るに輒近我國の實況は大に之れに反し學理を蔑にし吾人の望に副はず頻りに株券を歡迎し甚しきに至りては自ら之れを所有して得々たるものなしとせず。國家のため實に慨嘆の至りに堪へざるなり。

第五土地家屋等の不動産。富の發達未だ十分ならず動産の供給多からざる國に於ては不動産抵當の貸付は往々免れざる所なりと雖ども不動産は市場混亂若くは政變に遭遇せば決して急に之を賣却すること能はず強ひて賣却せんとせば非常の低價を以てするにあらざれば之をなすことを得ず。果して然らば不測の損害を被むるは敢て免る能はざる所なり。故に苟も商業の發達を以て其本務とする銀行に於ては不動産抵當貸の如きは勉め

て之を避けざるべからず。

### 第二項 保證貸付

保證貸付

保證貸付とは英語にて「キャッシュ・クレジット」Cash Credit と云ひ二人以上の保證人を有し確實と認むる所のものへ一定の金高を限り必要に應じて其高までは何時にも引出すことを得るの権利を附與するものにして引出人は其引出したる高に對し日歩を拂ひ金の出來次第引出したる高の全部又は其一部を返戻するを得るものを云ふ。保證貸は此の如き仕組なるが故に資本に缺乏せる有爲少年輩の出世を幫助し併せて老成の事業家を助け國家經濟上に貢献する所蓋し鮮少なからざるなり。然れども此方法たる銀行の資金裕かにして事業閑靜なる所にあらざれば廣く之を行ふことを得ず。何となれば保證貸付には返済の期限なきを以て金融緩慢にして銀行資金の使用に苦しむ時に當り却て返金を受け其繁忙必迫なる時に於て制限高を盡して引出さるゝの不便を免れざればなり。

信用貸付

### 第三項 信用貸付

信用貸付とは英語にて之を「オープン・クレジット」Open Credit と云ひ借主の身上の信用を基礎とし其義務に對して貸付くるものを云ふ。元來學理上より論ずれば銀行業と質取業との區別は前者は對人信用を基礎とし後者は對物信用によるものなるを以て信用貸付は銀行本然の貸付方法たるべしと雖ども世事愈複雑頻繁を加へ銀行と雖ども一々其顧客の將來の運命を達觀すること能はず勢ひ對物信用に依頼せざるべからざるに至るは蓋し止むを得ざるの數なり。之れ内外銀行界に於て無擔保貸が好乎の放資方法として見られざる所以なり。然りと雖ども銀行の貸付を單に對物信用のみに依頼するは既に其主義に適合せざるのみならず違約抵當流等のこと屢々起りて之がために時と費用とを徒費すること尠からず。故に抵當物を擇ぶと共に大に對人信用に意を注がざるべからざるなり。英國に於て抵當物は普通見返り品として之を留置し更に對人信用として貸付に對し約束手形を取り置くが如きは須らく採りて以て用ふ

べきの方法なり。斯の如くなれば其貸付期限内資金の需用に遇ふも直に「コンポテンツ」先若くは中央銀行に其抵當物を移し約束手形の再割引を受けて市場を融和することを得べく其功決して尠少ならざるなり。

#### 第四項 割引と貸付との比較

割引と貸付  
との比較

第一 割引の貸付よりも利益なる點

(甲) 貸付は期限到來せざれば返金なきのみならず期限來ると雖ども果して返金あるや否やは豫め之を期することを得ず。若し期限に至り返金なしとせんか銀行は其抵當物を賣却せざるを得ざるべく其賣却には亦多少の困難あるを免れず。此困難を避けんと欲し強ひて之を維持せんか資金を固定せしめ銀行の不便不利を來たすこと敢て尠からず。割引は之れと異なり手形の期限内と雖ども直に之を他銀行に送りて再割引を乞ひ必要の資金を得て又之を融通することを得べく加ふるに期限には必ず元金の回收を豫期し得べきを以て之がために資金を固定せしむるが如き虞は決して

て之れあるなし。

(乙) 割引は利子を前取りするものなるが故に同利率を以て割引をなすと貸付をなすとに於て計算上銀行に利益ある素より同日の論にあらざるなり。試に五分の利率を以て一年間貸付をなすとせよ今日百圓を支出し一年の後百五圓を得べし之れ百圓に付五圓の利益なり。今又同利率を以て割引をなすとせよ今日九十五圓を支出し一年の後百圓を得るなり之れ九十五圓に付五圓の利益にして百圓に付き五圓二十六錢三厘一毛五七八九四の利益に當る

(丙) 割引は既に物品の生産成り之を運轉するがために利用せらるゝものなるが故に苟も空手形相互引受及び不當の物品賣買より生ずるものにあらざる以上は手形は必ず支拂はるゝものにして一旦流出したる資金は再び回收せられて銀行に戻り來るべし。然りと雖ども貸付は之れに反し物品未だ成らず其運轉未だ起らざるに先だちて資金流出するものなるが故に其回收容易ならず金融を逼迫ならしむべし。

第二 貸付の割引よりも利益なる點

(甲) 新事業を起し又は従來の事業を擴張せんがために其資金の全部若くは一部を借入るゝが如きは大に富源の發達を促すものにして其利益ある素より多辯を要せず。而して之れ獨り貸付の能くなし得べき所にして割引の敢て企て及ばざる所なり。何となれば割引は物品既に生産せられたる後にあらざれば行はれ得べきものにあらざればなり。

(乙) 割引は活潑なる事業に伴ふものなれば市場の景况商賈相互の關係及び手形關係者の資力性質等を詳にして其許否を決し割引利率を昇降せしめざるべからず。何となれば萬一手形の不渡となるときは關係者の一般資力の外他に擔保となるものなければなり。然るに貸付は靜穩なる事業に關係するものなるを以て注意を要するの勞少く而かも多くは抵當物を有するが故に割引に比して安全なりと云はざるべからず。

(丙) 同一の時同一の場所を以て論ずれば貸付利率は割引利率より多少高きを常とす。故に市場靜穩にして貸金の回收豫期の如くなる場合に於ては

金銀及公債  
證書の買入

銀行のため貸付は割引に優るの利益なしとせず。要するに割引と貸付とは各其本分を異にし貸付は未だ起らざる事業を起し庶民をして業に就かしむるの道を開き割引は既に起れる所の事業を助け以て其發達を促がすものなり。故に兩者は唇齒輔車の關係を以て互に相依り相助け着々として其歩を進めざるべからざるなり

第三款 金銀及公債證書の買入

銀行の資金は之を割引に用ひ尙餘裕あるときは之を貸付に用ひ尙其餘裕あるに於ては金銀の買入に之を使用するを可とす。然れども金銀買入のことたる主として中央銀行に屬することたるのみならず所謂銀行當然の業務に屬するものにあらずして亦大に政治上の意味を包含するものなるが故に茲に略す。而して尙且餘裕金あれば公債證券の買入を許す。然れども之れ決して商業的に證券賣買をなすを許すものにあらず深く注意を要す。

#### 第四節 準備金

##### 第一款 準備金の多少

準備金の多  
少

準備金とは預金の引出及び紙幣兌換の請求に應ぜんがため豫め備ふる基金を云ふ。蓋し準備金は利子を生ずべきものにあらざるが故に其額巨大なるに於ては銀行の所得を減じ配當爲めに厚きと能はず其銀行に不利なる敢て多辯を要せず。然らば即ち銀行は準備を少くし以て利益を計らんか不慮の取付に應ずる能はざるを如何せん。是れ即ち準備の多少に就き異論百出する所以なり。北米合衆國は預金に對して一定の準備を保つべきことを法律を以て強制す。即ち國立銀行法に據るに左の如し

地方銀行は預金に對し其一割五分を準備金として所有するを要す但し其内五分の三は準備市銀行に寄託することを得  
人口五萬を有し且つ其市所在の銀行總數四分の三以上の請願あるときは之を準備市となすことを得

準備市銀行は二割五分の準備金を保有することを要す但し其内二分の一は中央準備市銀行に預け入るゝことを得  
人口二十萬以上にして其市所在の國立銀行四分の三以上の請願あるときは之を中央準備市となすことを得

中央準備市銀行は其金庫中に二割五分の正貨準備を保有することを要す然りと雖ども此準備は固定準備にして決して之を使用することを許さざるが故に實際に於ては恰も無準備と同様に如何なる大逼迫に遭遇するも其割合は毫も變動することなくして常に一定不動なり。千九百一年三月十六日發刊の「スタチスト」は此米國の準備制度を改訂したるが如き政府監督準備制度に就きて意見を陳べて曰く

預金に對する準備の割合は銀行利率と逆比例を以て之を増減せしめざるべからず。即ち銀行利率の騰貴したる場合に於ては準備の割合を減少せしめ之に反して利率下落したる場合に於ては準備の割合を増加せしむべし。而して此準備は各株式銀行をして別々に之を保有せしむるときは大



に手數と費用とを要すべきを以て英蘭銀行に供托するか又は交換所に供托せしむることゝなすべし。

合衆國に於ける定額準備制度は準備額が極限に近づくに従ひ忽ち人心に疑懼の念を生じ之がため却て恐慌を誘導するの虞あるを以て決して採るべきの方法にあらずと雖ども茲に論ずる所のものは全く此等の困難を除くことを得べき方法なり。

と。亦以て米國の準備制度が如何に缺くる所多きやを知るに足らん。殊に焦眉の急に迫りても決して使用するを得ざるが如き準備金制度は全く銀行の原則を其根本より誤解したるものと云はざるべからず。宜なり千九百二年秋季に於ける金融の大逼迫に際し大藏卿シヨウ氏が政府預金準備の廢罷を布告して以て漸く市場の危機を救済したるや

思ふに金融の如く千差萬別變動極まりなき活動現象を一定の主義方法によりて制せんとするが如きは素より偏見誤謬の説たるを免れざるなり。バジォット氏其著英國金融事情(Lombard street)に於て論じて曰く

條理の如何は暫く之を不問に措き實際上銀行の準備減少して或る點に達すれば自ら人心に危懼の念を生じ之がため恐慌を惹起すなきを保せず此點を名けて之を恐慌點と稱するも敢て妨げず

假令其事條理に基かず見戯に等しきものなるにもせよ人心に畏怖の念慮を抱かしむるは勢の免れざる所なれば準備の高は決して此恐慌點より減少せしめざらんことを必要とす

と。吾人の望む所亦實に茲にあり。吾人は準備の額は決して席上の理論を以て抽象的に定め得べきものにあらざることを信ぜんと欲す。何となれば準備金は平時にありては銀行の庫中に睡眠し一國生産に資する所なく時變に際しては譬へ何程巨額の準備を蓄ふるも平然之れに應じ得べき程に十分ならしむること能はざればなり。之れ吾人が恐慌點を以て最低準備額とするの外準備の額に就ては何等の制限を設けず屈伸張弛偏へに當業者の活眼と敏腕とに信任し以て臨機應變其増減を計らしめざるべからずと主張する所以なり。而して當業者の之をなす必ずしも難きにあらず。即ち平時にありては預金の性質

を鑑別し、放資の方法を選択し且つ割引する所の手形の性質に注意し變の將に起らんとするに際し預金の引出及び割引貸付の請求を増加するの虞あらば利率を増加して預金を誘引し併せて割引貸付の請求を抑制し以て入るを奨励し出づるを制せば大に準備を増加し裕に預金引出の請求に應ずることを得べし。斯の如くなれば平時にありては巨額の準備金を死守するの要なく恐慌に當りては正業者を救済するの資を欠かざることを得べきなり。

紙幣準備も亦以上述ぶる所の預金準備に就ての説明と同しく平時にありては決して巨額の準備を死守するを要せず只豫め變に應ずるの方策を講じ置き以て需用起らんとするに際し利率を高くし入るを計り出づるを制すべきのみ。其詳細は第四編第一章第二節に於て説明せん。

### 第二欸 銀行準備組織

銀行準備組織

銀行準備組織に二種あり。單一銀行準備組織及び各銀行準備組織即ち之れなり。

第一單一銀行準備組織 此組織は合本銀行及び其他の銀行に於て各自に準備金を蓄へず之を中央銀行に預け入るゝものを云ふ。英國の如きは此組織を採るものにして英蘭銀行の「通常預金」の項目中には倫敦本店の取引者の當坐勘定及び其支店の當坐勘定のみならず不時の取付に應ぜんがために預け入れたる各銀行の預金勘定をも含有する者なり。而して此等各銀行は當に自己の分に屬する準備のみならず他銀行より預け入れを受けたる準備をも合せて之を英蘭銀行に預け入るゝ者にして各縣支店銀行は何れも其本店に依頼し各本店は之を倫敦代理店に預け倫敦の代理店は之を英蘭銀行に預く。此の如く各銀行相次いで準備の保管を他行に移し行くを以て英蘭銀行は獨り斷へず全國の終極的準備は實際上如何なる關係にあるやに付て十分なる注意を拂はざるべからず。而して「通常預金」殊に其内の各銀行の預け入れに屬する分は是れ即急迫せる需用の生じたる場合に當りて直に之が供給をなすべき唯一の源泉なるを以て國內何れの部分に於て正貨の需用を生じたる時と雖ども其は悉く此中央基金に繼りて

其供給を受くるものとす。

第二各銀行準備組織 此組織は諸銀行各自に其準備を蓄へ置き以て不意の取付に備ふるものを云ふ。我國の如きは此組織を採り各銀行各自に其必要と認むる準備を蓄へ居るを以て些少の取付のために直に中央銀行を煩はすが如きことなし。

兩組織の得失

思ふに此兩組織は素より其趣旨を異にす隨て其間自ら得失なきを得ず。乞ふ之を列擧せん

- 一、單一銀行準備組織の長所とする所は左の如し
  - (甲) 中央銀行は各預け入銀行の状況を鑑み全體に付て差支なしと認定したる金額は之を運轉して生産分配の業を補助することを得。
  - (乙) 各預け入銀行は若し各自に準備として蓄へ置くとときは毫も利殖の道なき資金も之を預金として多少の利子を受くることを得。
- 二、其短所とする所は左の如し
  - (甲) 單一銀行準備組織は一國全體の銀行準備を減少し信用の基礎をして

鞏固ならしむること能はず。

- (乙) 市場些少の變動忽ち金融上の中堅たる中央銀行に影響するの弱點あり。
  - (丙) 隨て屢々割引貸付の利率に激變を來たすの弊あり。
- 三、各銀行準備組織の長所とする所は左の如し
- (甲) 合本銀行等は各自に其準備を蓄ふるを以て少しく金融逼迫の狀を呈すと雖ども其度甚しきに至らざれば先づ各自の準備を以て之を支へ中央銀行は其間に利率を引上げ以て出づるを制して入るを奨励し十分の用意を整へ事漸く大なるに及んで始めて旗鼓堂々之れに向ふの餘裕ありて頗る堅固なり。
  - (乙) 隨て屢々利率に激變を來たすが如き患なし。
  - (丙) 銀行各自に準備を有するを以て勢ひ一國全體の銀行準備を増加し信用の基礎を鞏固ならしむ。
- 四、此組織の短所とする所は左の如し

- (甲) 銀行各自に準備を蓄ふるを以て勢ひ一國全躰の銀行準備は之がために増加すべしと雖も其増加の部分だけは即ち一國の運轉資金を減殺するものなり。
- (乙) 銀行各自に準備を蓄ふるを以て單一銀行準備組織に於けるが如く之を預け入れて利子を受くるを得ず。
- (丙) 銀行各自に準備を有するを以て平常に於て少しく共通の便を欠くの觀あり。

要するに單一銀行準備組織は事頗る敏滑なるが如しと雖も危激に馳するの嫌なきを得ず。各銀行準備組織は稍活潑の動作を欠くの觀なき能はずと雖も其確實鞏固なること到底同日の論にあらざるなり。思ふに銀行事業は確實を貴ふ殊に預金の如きは最も丁重に之を保護せざるべからず。吾人は敏滑を捨てて寧ろ確實鞏固なるものを採らん。

### 第五節 我國に於ける各種銀行の沿革

我國に於ける  
銀行の沿革

今大藏省編纂の銀行便覽及び戦後財政始末等に基き我國に於ける各種銀行沿革の梗概を左に叙述せん。

維新前にありては人民營業上合力併資の習慣に乏しく唯僅に組合なるものありしと雖も未だ隆盛なるを得ず。其名の世上に著はるゝものは三井組、島田組、小野組等の數箇に過ぎず。其他或は組合或は仲間と稱せし者なきにあらざりしと雖も大抵同業者の聯合せしものにて特に年會若くは月會を設け相親睦して以て營業上の便益を謀るに止まれり。且商業の區域狭少なるが故に銀行の業務も亦從て盛大に至らざりき。然りと雖も敢て當時の需要に應せざるには非ざるなり。今一二の事實を擧ぐれば兩替商の如きは本兩替、錢兩替の二種あり。御用爲替は租金を預り爲替を以て上納を爲すより其稱起れり。其爲替方に従事するもの自から御用爲替組と稱す三井組十人組の類是なり。此御用爲替の外に諸藩の爲に金融爲替を爲す者を掛屋又は御用達と稱す皆銀行類似の業を營めり。維新後政府各銀行に命じて税金の取扱ひを爲さしめ之を大藏省爲替方と稱せしも其淵源する所は畢竟御用爲替の慣例を沿襲したる者なり。

國立銀行條例  
の發布

國立銀行

抑々政府は維新の初年より深く心を財政に留め貿易の擴張を計り夙に商法司を置き尋て之を廢し代ふるに通商司を以てし會計官に隸屬せしめ貿易の要衝たる三府五港の豪商を懲憚して爲替會社を設立し金券を發行せしめたり。然れども之が保護監督に關する法律命令未だ全きを得ず。終に其目的を達する能はざりしは實に遺憾と云ふべし。其後明治四年十二月東京會議所は資本金七百萬圓を以て東京銀行と稱し紙幣發行の特權を有する一銀行を設立せんとを申請せしも其資本たる官民共有金より成立するの計畫なりしを以て免許せられざりしと雖も泰西の方法に則り我邦に於て銀行設立の舉を謀りたるは蓋し之を以て嚆矢とす。是より先き明治三年大藏少輔伊藤博文の北米合衆國に派遣せらるゝや財政の景況を視察し報告する所あり政府は米國の國立銀行條例を取捨し五年十一月に至り國立銀行條例を發布す。舊國立銀行條例即ち是なり。

此條例を遵奉して設立したる國立銀行四行ありしが該條例は國立銀行紙幣を兌換紙幣とせしを以て國費頻りに加はり紙幣漸く其價格を失ふの時に當り

ては勢ひ兌換の制を維持する能はず銀行の萌芽將に枯凋せんとせり。偶々祿制改革の議ありて壹億七千餘萬圓の金祿公債證書を發行せんとするに會し遂に明治九年八月を以て條例を改正するに至れり。改正條例に據れば銀行紙幣は國債證券を以て基礎となし通貨即ち政府紙幣を以て引換をなさしむるの制なりしを以て爾來改正條例に據り設立を出願するもの陸續踵を接し數年を出てずして其數百五十有三の多きに達せり。然れども前記銀行紙幣たる政府紙幣を以て交換せしむるものにして亦是れ一種の不換紙幣たるに過ぎず。是を以て政府は夙に幣制整理の目的を立て他日兌換畫一の制を布かんことを期し明治十六年に至り終に再び國立銀行條例を改正して銀行紙幣消却法を定めたり。改正の旨趣たる明治三十年を期し銀行紙幣をして跡を市場に絶たしむるに外ならずして其消却法は従前の引換準備金を利殖し以て合同消却するものなるが故に一方に於ては亦各國立銀行の爲めに一大恩典を與へられたるものと謂ふべし。爾來國立銀行は益其業務を發達擴張し我邦に於て理財上缺くべからざるの機關となり經濟社會に向て便益を與へたること實に鮮尠ならざる

なり。而して明治九年八月條例改正以來其設立したるものは前記の如く百五十三の多きに達せしも官命鎖店の不幸に遇ひたるものは僅に六行に過ぎず。或は合併を爲し平穩鎖店若くは營業滿期にて解散したるものも多少ありしと雖も其多數は悉く營業滿期處分法及營業滿期前特別處分法に依り私立銀行に變じ明治三十二年二月に至り我經濟社會より全く其跡を絶つに至れり。斯くの如く銀行既に全滅したりと雖も其發行紙幣は久しく世間に流通したるを以て急に之を回收する能はず。故に其引換期限を定め明治三十七年十二月を以て全く市場に其跡なきに至らしめんことを期せり

横濱正金銀行

明治十二年十一月愛知縣士族中村道太等二十三人發起人となり國立銀行條例の趣旨を奉じ銀貨參百萬圓を以て其資本金を組織し横濱正金銀行と稱して横濱港に正金取引の一大銀行を創立せんことを出願せり。其創立の主旨たる海外に向て爲換荷爲換の事業を開き内外貿易の間に介して金融を調和し漸次正貨の増殖するに隨ひ基本確立せしときは金札引換公債證書を抵當として兌換紙幣發行の特許を得んと欲するにあり。其創立の主旨營業の目的等當時正

貨缺乏の際理財上須要の事務たるは勿論將來大に望を屬する所ありしを以て同年十二月十一日其創立を允許せり。然りと雖も當時紙幣其價格を失ひ増發の弊甚しかりしを以て紙幣發行の一事は之を許可せざりし。發起人等既に其許可を得るや乃ち創立諸般の手續を履行し十三年二月二十三日開業狀を得其二十八日開業を告げたり。故に正金銀行は紙幣發行に係る條項を除くの外は都て國立銀行條例に準據するものなりしと雖ども其創立の主旨専ら外國爲替の作用に依り正貨の流融を謀るにありて其營業の目的たる大に國立銀行と異なるものあり

横濱正金銀行既に創立の許可を得株金募集に着手するに際し明治十三年一月左の二項を出願せり。

第一 國立銀行條例に準據すれば開業前資本金總額十分の五を入金せしむるの規定たりしと雖も正金銀行は國立銀行と異なり正貨を以て資本を募集するものなれば一時に巨萬の資金を集合するも運用の道開けざれば事業其序を失ひ之が爲め却て困難を醸し或は危險を冒すの恐なきを得ず。

且目下金融逼迫の際巨額の資金を一時に吸収すれば自から市場の金融に影響し益々逼迫を促がすべし。是を以て株金は業務の進歩と其適度を失はず且金融に影響を與へざる様漸を以て之を募集するの法を立て入金割合を五回に分ち開業前資本總額五分の一を入金し其餘は隔月五分の一を入金すること

第二 正金銀行創立の主旨たるや正貨の供給運轉を便にし務めて内外貿易の間に介し漸次海外に向て爲換事業を擴張するにありて頗る重大のものなり。故に特別に政府より保護管理を加へられ内外人の信憑を鞏ふするに非らざれば竟に其目的を達し難きは方今の事態人情に照して免れ難きの情勢なり。就ては該行資本金三分の一即ち百萬圓を政府より差加へられ該差加金は直に正金銀行資本の一部として一箇年の純益金六分に至る迄は他の株式同様之に對して平等の割賦金を納め若し其純益金六分以上に至るときは該差加金に對する六分以上の純益金丈は即ち該行の別途積立金と爲し以て益々銀行の基礎を固ふすること

政府は右の願意を聽納し國庫準備金の内より銀貨壹百萬圓を其資本金の内へ差加へたり。以上述るが如く同銀行の資本は銀貨を以て募集するの規定なりしと雖も其入金金の五分の四は紙幣を以て入金することを得せしめ此紙幣は金札引換公債證書に交換し置き漸次内外商業の擴張に隨ひ正貨の供給或は缺乏を告るの場合に於ては政府に請求して該公債證書を抵當として壹圓銀貨を承借するの計畫を建て其認可を得たり。故に同銀行の資本は銀貨百四拾萬圓(内百萬圓は大藏省差加金四拾萬圓は人民募集金紙幣百六拾萬圓(悉皆人民より募集す)とを以て組織せるものなり此等の方法に據り十三年九月に至り第五回の株金募集を了して資本滿額を告げたり

前述の如く同銀行の資本は種々の事情ありて竟に銀貨と紙幣とを混成するに至る。且政府より紙幣の預け金あり人民も亦紙幣を以て預け金をなす者ありて紙幣勘定漸く多きを加へたり。然るに當時銀紙の間著しき差違ありて之を正金勘定の帖簿上に混記するときは常に計算上紛雜不埒のみならず運用籌畫上に不便の患あるを以て十三年七月以降正金銀行の業務を分ち甲を本部と

なし正金を取扱ひ乙を紙幣部と爲し紙幣の取扱を爲し計算上便宜の爲め本部と紙幣部との間貸借勘定を開き紙幣部にて正金を収入すれば振替て之を本部に貸し本部にて紙幣を収入すれば振替て之を紙幣部に貸す等の方法を以て紙幣取扱規則を設けて其計算を本部紙幣部の二部に區分せり。而して半季決算に至りては決算當日前三日分横濱株式取引所の銀貨直取引の平均相場を更に平均せし相場を以て紙幣部一切の勘定を正銀貨に改算して本部に合せ以て其損益勘定を算出せり

然るに經營未だ數年ならずして營業上非常の損失を蒙り終に其組織を改革するの已むを得ざるの否運に會せり。是を以て十六年四月二十五日に至り株主の臨時總會を開て斷然組織の改革を爲すに議決す。當日頭取原六郎の提出せし議案は左の如し

當銀行は政府特別の保護と株主諸君の協賛とに因り創立せらるゝ所にし、て内外の貿易を補助し營業上前途の隆盛を企望せしに不幸にして開業後僅に二箇年内外にして營業の活動を失し遂に巨額の損失を致せり今にし

て速かに之を救治するの策を立てざれば殆んど底止する所なきに至らん依て別表の損失額は株主諸君より各其所有高に應じ更に其不足を出金し之を補ふ歟將た別に法案を設け之を回復せしむる歟の二途あるのみ是れ此臨時總會を開く所以なり然るに非常の困難を濟ふは非常の舉措を以てせざるべからず宜く當銀行組織の大體を釐革し以て其更張を謀らざるべからず依て其綱領を擧て株主諸君の議決を望むこと左の如し

第一項 資本金の本位を通貨に改むること

銀貨本位を通貨に改むるものは別表に記す如く其損失見込高紙幣五拾四萬六千五百圓餘銀貨參拾九萬七百八圓餘之を紙幣に換算するときは(壹圓參拾六錢)五拾參萬千參百六拾參圓餘二口合計百七萬七千八百圓餘の驚くべき巨額に上れり。此損失額を株主諸君に出金を請ふて之を補充せんとするも實際如何なるべきや。左り迎從前の儘營業をなすときは其回復期すべからざるのみならず倍々困難の地位に至るに外ならず。故に從前の組織を改め本位銀貨を紙幣に換へ(壹圓參拾六錢)其差額凡そ



五拾萬四千圓を以て損失高の殆んど半額を補充するの見込なり。且目下紙幣價位を復するの際に當り或は時機に適合するともあらん但し議決の上は大藏省へ請願せんとす

第二項 積立金及別段積立金を通貨に改め悉皆之を滯貸準備に組入ると

積立金及別段積立金合計銀貨拾參萬七千貳百五拾圓餘之を紙幣に換ゆるときは凡そ拾八萬六千六百圓なり。但し議決の上は大藏省へ請願せんとす

第三項 所有の金札引換公債證書を金祿公債證書と交換すること

金札引換公債證書は従前其額面を以て銀貨圓位と看做し資本金に加へし者にして其利子は銀貨を以て下附せらるゝも目下銀貨下落の際に當ては金祿公債證書の利足割合貴く且抽籤の益あるに若かざるなり。依て金札引換公債證書は大藏省へ原價を以て御買上を請願せんとす

第四項 市場の需要高に相當する銀貨を備へ置くと

當行困難の際銀貨本位を紙幣に改めんとするも尙ほ當行創立の趣意は之を維持し銀貨を客位に置き内は商業の激變を防ぎ外は海外爲換の業を營み以て内外一般商業の需要に應じ商賈の便利を謀らんが爲なり

第五項 新に金庫を築造すると

前項の如く廣く内外の需要に應ぜんとするときは隨て金庫の如きも堅硬なるものを要するは言を俟たず然るに従前當銀行の構内にある金庫は物品の貯藏に適するも金庫となすに足らず將來銀貨の取引を盛にせんとするには金庫を新築せざるべからず其費用は凡そ壹萬圓以下とす

第六項 業務を區別して紙幣部<sub>(本位)</sub>銀貨部<sub>(客位)</sub>を置くと

右は出納簿記の煩雜混淆を避け計算を明瞭に示さんが爲なり

以上の一大改革をなすと雖も第一第二項の豫算を合計し損失補充となすべき金額凡そ六拾九萬圓なり。之を全損失見込額に比し凡そ三拾九萬圓の不足あるのみならず紙幣に換ふべき銀貨も一時に取立がたきを以て其豫算の如きも確然其成果を得らるべきや否哉も圖り難し。殊に前書損失

見込の外別表の如く活動を失ひし資金の内尙ほ損失不足の分並に海外荷爲換一類等の分も有之旁容易の事業にあらざるを以て回復期限を凡そ五箇年と豫定し自今勉めて冗費を省き漸次滞貸の損失を補ひ且業務の擴張を量らざるべからず。幸に前項の議決を経るに至らば更に定款中更正案を提出すべし

此の時に當り正金銀行の情勢は頗る危殆の地に瀕せり。夫れ非常の困難を救ふは非常の手段に出でざるべからず。故に當時同銀行の恢復を謀らんとすれば毅然一大果斷を以て大體の組織を變更せざるべからず。是を以て大藏省は營業維持の方法を内諭し頭取等も亦銳意盡力する所ありて遂に其改革を決行せり。此一舉實に安危存亡の因て分るゝ所にして同銀行の歴史に一大段落を畫せり。當時大藏卿は太政官へ内申書を呈して當時正金銀行の實況を具狀せらる。今之を左に謄録して當時の事情を悉くす可し。其書の畧に曰く

横濱正金銀行は専ら正貨集散の機關となり内外商估の融通を補助し正貨給需の平均を得せしむべき目的を以て創立せしものなり。當省より其株金三

分の一即ち銀貨壹百萬圓を差加へ且海外直輸出を勸奨し兼て正貨を收得せんが爲め外國荷爲替元金を預け入れ又常に管理官を同銀行に派出して其營業を監督せしめ爾來營業上種々都合の事情あるを傳聞す。小官就職以來専はら其當否を探究すと雖も其業務錯雜事實の如何は容易に知悉し難く管理官ありと雖も外面に現着する所の事業を照管するに止まり其内部に干渉するに非ざれば其實勢は是れ亦詳悉する能はざる有様にして往々隔靴の憾なきを得ず。然るに前陳の如く當省よりは巨額の株金を差加へ又外國爲換金を預け入るに付其業務宜を失し萬一破産に至りなば獨り當省に於て損失を受くべき而已ならず一般經濟上に影響を與へ殊に外國荷爲換の如きは貿易の消長に關し最も緊急の業務にして決して忽視す可からず。依て十五年二月裁可を経て外國爲換金取扱規程を改定し専はら堅固の方法を施行せり。故に改定以前に取組みたる外國荷爲換金及内國荷爲換金には取立方頗る困難なるものありて其損失見込七拾餘萬圓ありと雖も規程改定以後の爲換金には不納者決して無之又同銀行の定款を改定し従前の管理官を廢止し特に

當省より取締役三名を撰任し専ら業務を検査せしめたりと雖も株主中同銀行の組織に異見を持して或は政府加入株金と他の株金とを分離せんとし或は平穩鎖店せんとするの議を主張し業務の整理は措て間はず事情複雑殆ど收拾すべからざるの景況を示せり。是に於て先般右等株主の所持する株券は之を當省へ買上げ以て行論を一定せり。株主等其協同一致を得營業の整理着々其緒に就けり。今其概略を述べれば資本の運轉上貸付金は總計貳百九萬貳千四拾五圓五拾七錢四厘銀貨百拾九萬九千九百六拾九圓參拾七錢貳厘紙幣八拾九萬貳千七拾六圓貳拾錢貳厘にして其の内期限通り取立得べくして運轉活動するものを甲貸付金と云ひ此金額四拾壹萬八千八百八拾七圓八拾七錢三厘銀貨參拾六萬九千四百參拾七圓八拾六錢參厘紙幣四萬九千四百五拾圓又信用貸及抵當の不完全なるに由り聊か信を置くべきも急速取立得ざる者及返金の見込なき者を乙貸付金と云ひ此金額百六拾七萬參千五拾七圓七拾壹錢壹厘銀貨八拾參萬五百參拾壹圓五拾錢九厘紙幣八拾四萬貳千六百貳拾六圓貳拾錢貳厘の内永遠に取立得べきも即今取立得ずして運轉殖

利を計り得ざる者を不活動と云ひ此金額七拾三萬五千九百四拾四圓四拾四錢壹厘銀貨四拾參萬九千八百貳拾貳圓八拾七錢參厘紙幣貳拾九萬六千貳拾壹圓五拾六錢八厘にして到底取立の見込なく損失に歸すべき見込のものは九拾參萬七千貳百拾參圓貳拾七錢銀貨參拾九萬七百八圓六拾參錢六厘紙幣五拾四萬六千五百四圓六拾參錢四厘に有之かくの如く損失を蒙むる所以は向に負債主の身元如何に拘はらず貸出したるものあり。或は銀行會社の株券及地所の如き其價非常に下落せしも増抵當の手段を施さざる等に職由せり。依て正金銀行は今般査定の顛末を以て臨時總會を開き株主に報道し營業維持の方法を講究し拮据勉勵敢て怠る所なし。故に破産の不幸に陥るの掛念は無之必定三五年を出ずして回復すべき見込なり云々。

正金銀行資本運用の部

種類	甲貸付金	乙貸付金	抵當實價	不活動	損失見込
銀貨	三六九四三七・八六三	八三〇、五三一・五〇九	二六七、二〇八・七三三	四三九、八三三・八七三	三九〇、七〇八・六三六

紙幣	四九四五〇〇〇	八四三、六二六、三〇二	七〇〇、九〇〇、〇〇〇	二九六、一三一、五六八	五四六、五〇四、六三四
合計	四一八、八八七、八六三	一、六七三、一五六、七一	三三七、二一〇、八七三	七三五、九四四、四四一	九三七、二二三、二七〇

内外荷爲換金運用の部

科目	貸出金	抵當見積価格	不活動	損失見込
内國荷爲換	六一八、〇七六、四四七	二〇一、四三三、〇〇〇	二八五、九六五、八四一	三三二、二四一、八〇六
外國荷爲換	一、〇七七、三九八、七二一	六三四、九五三、七二一	六三四、九五三、七二一	四四二、四四五、〇〇〇
合計	一、六九五、六〇六、三六八	八三六、三八六、七二一	九二〇、九一九、五六二	七七四、六八六、八〇六

是より先き四月十九日正金銀行は既に其組織を釐革し資本銀貨を通貨に更め銀紙の價差を以て損失高を補充するに内決すと雖も一時に巨額の銀貨を市場に發售するときは銀貨の價格に激變を生ずるの恐れあり。因て株主の臨時總會を經るに於ては四月一日より二十日迄の平均相場を以て該銀貨を政府に買上げられんとを豫じめ稟請し同月廿五日に至て其認可を得たり。是に於て其所有の壹圓銀貨百拾九萬貳千九百五拾四圓四月十一日より十九日迄の銀貨平均相場壹圓參拾八錢壹厘壹毛六の割を以て政府に買入代り紙幣百六拾四萬

七千六百六拾圓參拾四錢七厘を下付するとに定めたりき。然るに同年七月中正金銀行の願狀に由り右の内壹圓銀九拾萬圓に對する代金は公債證書<sup>時</sup>を以て下付せられんとを稟請して認可を得たり。是に於て資本銀貨を紙幣に換へ其差金と從來の積立金<sup>銀貨を紙幣に換へて</sup>とを合せて新に七拾四萬圓餘の滯貸準備を置くと雖も尙ほ損失金に對して不足あるを以て其四月二十三日別段積立金並に爾後積立金として積置くべき分も該損失金を補充する迄は悉皆滯貸準備に組入れんとを稟請して其認可を得たり

正金銀行は既に其組織を更めしも尙ほ創立の主旨を維持し別に銀貨を客位に置き銀紙兩貨を以て其業を經紀するに由り預金準備の内紙幣部に不足して銀貨部に餘りあるときは銀貨部より之を補ひ銀貨部に不足して紙幣部に餘りあるときは銀貨時價相當の紙幣を以て紙幣部より之に充てんとを上請し尋て同月三十日銀貨を客位に設くるに因り更に銀貨取扱規則を設けて其業に従事せり

正金銀行は改革以來營業漸く旺盛に趨き隨て其收益も亦鮮なからず。然る

に從來大藏省所有株券に對する利益配當金は他の株主に比すれば大に其權衡を失せり。因て自今大藏省持株に對する配當金は収益の多寡に比準して其割合を斟酌増減すること妥當なるべしとの主旨を以て十八年一月十日株主の時總會を開て定款第四十九條別段規定の第二項改正案を提出して左の如く決議せり

別段規程第二項改正案

大藏省所有の株式に對する利益配當金は當銀行配當利益金年六分の割に未滿なるときは他の株主と平等に割合ひ之を上納すべし。若し其配當利益年六分以上なるときは左の割合によりて上納し殘額は當銀行の積立金に組入べし

- 一 年六分以上一割五分迄は凡て年六分を上納すると
- 一 年一割五分以上一割七分以下なるときは年八分を上納すると
- 一 年一割七分以上は一分増す毎に上納利益金も亦一分を増すべし。例之は一般配當金一割七分なるときは年九分の割を以て上納し一割八分なる

ときは年一割を上納するものとす。以上此割合によりて増加すべし  
 十八年二月二十五日從來大藏省より差加へられたる株金壹百萬圓は同年一月より帝室の資産に屬せられたるに付株券名義は内藏頭と改むべき旨を達せられたり

正金銀行は曩に非常の損失を生じ已むを得ず其組織を釐革せし以來幸に時運宜しきに適し衰運を挽回し其眼目たる海外爲替の事業も大に進歩せしを以て當初創立の素志に因り銀貨資本の組織に回復せんとを謀り十八年七月十日株主總會に於て左の議決を爲せり

- 一 通貨資本金を銀貨資本金に改むる事

理由

本行創立の本旨は内外の貿易を幫助し海外爲替の權を擴張するに在り。故に其取扱ふ所の貨幣は銀貨を基礎となし資本金は最初銀貨を以て本位に定めたりし。然るに創立久しからずして不幸にも商況の變動に遭ふて頗る營業の活動を失ひ遂に巨額の損失を蒙り當時焦眉の急を濟ふが爲め

又創立の趣旨如何を顧みるに違あらず一昨十六年諸君の協賛を得て非常の改革を斷行し從來の資本を銀貨に換へ其銀紙兩貨の差額を以て右損失の一部分を補充せり。爾來幸にして營業時運の宜しきに適し大に聲價を復し海外爲替の權も漸次本行に歸するの有様となりたるは諸君と共に欣抃に堪へざる所なり。自今益進で海外の取引を擴張せんとするには銀貨を以て本位と定め其基礎を鞏固にせざるべからず。依て此際本行資本金を銀貨本位に改めんとす

附たり本文資本金を銀貨に改むるの方法順序は漸を以て之を施行し更に報道するとあらんとす

二十年三月三十日營業漸く旺盛に進むに従ひ資本の不足を感ずるに至りしを以て其額を増して六百萬圓と爲し且臨時株主總會を開き内藏寮所有株に對する割賦金を一般株主に準するの決議を爲し翌三十一日決議の狀を具して大藏省に稟請し四月五日其認可を得たり。爾來増株の手續を履行し十一月十一日までに第二回の入金を了して總増株高十分の五即ち百五拾萬圓を得たり。

是に於て拂込資本總計四百五拾萬圓となる而して其殘額百五拾萬圓は二十一年に六月十月の二回に拂込を結了すべき豫定なりしに當時諸會社の新設及増株等流行の時に際して之を募集するは得策にあらざるを察し二十一年一月十日株主の臨時總會に於て定款第四條但書を左の如く改正せり

新株金拂込未濟高百五拾萬圓は追て取締役の定むる期日に拂込むものとす。尤も其拂込みの通知は拂込の期日より六箇月以前に之を爲すべし

同月十二日右決議の件を大藏省に具狀して二月二日其認可を得たり。故に新株は半額を拂込みて實資本となし其半額は呼資本として株主へ交付したる新株金領收證書は之を新株券と交換せり

又從來の計算法は銀貨と紙幣とを區別して銀貨部紙幣部と稱し總勘定を兩途に區別し來りしと雖ども已に銀紙の差全く消滅し其區別を設くるの必要なく八月中兩部を併せて計算を一途に歸し且勘定上に多少の改良を加へ計算報告の式を改定せり

以上陳ぶる所の要を擧て之を約言すれば正金銀行の資本は都て四回の變革

を経たり。初め銀貨を本位に置き以て其資本を組織せしが中ごろ損失補償の爲め所有銀貨を賣却し紙幣組織に改ため營業回復の運びに向ひ三變して銀貨本位に復せしが其間常に營業を銀紙兩部に區別し最後に條例の制定ありて銀紙一途に歸せり。又舊株は其全額を拂込み新株は其半額を呼資本となし以て不時の需要に備ふ。是れ資本變革の概要なり

正金銀行資本の組織は前陳の如くなれども業務次第に繁盛に赴き資金を増加するの必要を感ずるに至りしを以て二十九年資本金六百萬圓を増加して千貳百萬圓となし更に三十三年に至り千貳百萬圓を増加して貳千四百萬圓となし以て今日に至れり

私立銀行類似會社の如きは國立銀行條例の管理せざる所なりと雖ども亦漸く其數を増し明治十七年に至りては私立銀行及銀行類似會社合して九百五十四となり其資本參千四百貳拾五萬貳千七百參拾五圓餘に達し尙ほ駸々として増加の勢を呈せり。是等の私立銀行及銀行類似會社の設立は暫く人民相互の契約に一任し唯其定款の不良なるものは地方長官を経て之を制止せしめ

銀行條例の發布

其善良なるものは概ね之を承認せしめたり。然れども銀行の事業は國家の經濟に關係し久しく放任に付すべからざるにより二十三年八月を以て銀行條例及貯蓄銀行條例を制定發布し二十四年一月より施行することゝ爲せり。然るに商法施行の延期と共に該二條例も亦之を延期せしが二十六年七月より商法の一部を實施することゝなりたるを以て該二條例も亦七月より施行することゝなり私立銀行の面目を茲に一新するに至れり

銀行合併法の公布

斯の如く銀行條例等既に備はり銀行は其規定に依りて業務を營み益々進歩發達の狀あり。然れども銀行會社にして他と合併せんと欲するものあるも解散鎖店新設等の手續を省き容易に之を實行する方法なく甚だ不便を感ぜしが爲め茲に銀行會社合併の便法を設くるの必要を生じ遂に帝國議會の協賛を経て明治二十九年四月法律第八十五號を以て銀行合併法を公布せられたり。是れ銀行をして解散鎖店新設等の手續を省き容易に會社の合併を爲すことを得せしむるものにして獨り會社の便利なるのみならず一般金融の爲め頗る望むべき所なり。

日本銀行

國立銀行條例の改正に由り國立銀行の數頓に百五十有三の多きに達し其發行紙幣も亦參千四百四拾貳萬六千參百五拾壹圓の巨額に達せり。而して正金銀行の設立之に次ぎ我邦銀行事業大に發達せりと雖ども財路未だ全國に貫徹せず中心に立ちて金融を疏通するの機關を缺けり。是を以て明治十五年中央銀行設立の議起り其六月二十七日を以て日本銀行條例を頒布せられ同年十月十日其營業を開始したり。其創設の旨趣は左の如し

第一 我邦銀行の業は端を明治五年十一月國立銀行條例頒布の日に啓き同年八月に至り條例の改正ありて銀行の數遂に百五十餘の多に及べり。而して其十閱年間の實況を回想するに百五十許の銀行各小資本を擁して一方に雄視し恰かも群雄割據の狀を爲し聯絡融和の氣風に乏し。此弊を除かんとせば中央銀行を設立し之をして財政の樞要に當り全國銀行の融和を媒助し財政上封建の勢を變して郡縣の形をなさしむるに若くはなし。今歐洲諸國に於て中央銀行を創立せし所以を察するに固より國其情を異にし時其勢を殊にすと雖ども要するに金融を疏通し財政を救濟するの目的に外ならず。

今我邦に於ても中央銀行を設立し各地方に於て堅牢なる國立銀行を以て支店と同視し之とコルレスボンデンスを結約せしめば資金流通の線路始めて全國に貫通するを得るのみならず他の諸銀行も亦互に信憑を措き右提左挈相率ひて聯絡融和の氣を開くに至るべし。是れ中央銀行の設立せざる可からざる所以の一なり

第二 現今の國立銀行は資本の寡少なると信憑の薄弱なるとに由り適々金融繁忙の日に當ては手形割引を依頼し預金を引出し又は貸付金を請求する者店頭に騰集するに際し或は資本の缺乏を告ぐると無き能はず。已むを得ず割引貸付等を謝絶して平生の得意先を失し之に加ふるに預金の引出又は取付金の支拂を拒む等のとあるに至ては忽ち商業社會の信憑を失し財本餘裕あるものと雖ども人心既に暗鬼を生じ互に疑懼を懐くの時に際して亦容易に其有金を融通する能はざるは必然の勢なり。今若し中央銀行を設け之をして貸付割引等を以て専ら金融を開かしめば一時需用の資金を融通するを得べし。其他一般の商工會社の如き事業の伸張と金融の圓滑と一時其度を



失なひ爲めに取引を縮少し作業を萎靡するの時機あるに當て中央銀行に於て其資力を幫助するあらば必ず其窮を濟ふを得べし。是れ中央銀行の設立せざる可からざる所以の二なり

第三 金利の昂低する所以は通貨の盈虚に在らずして資金の消長にあり。今我通貨の全國に流布するもの之を人民生計の程度、商工業の需用に比例するに決して夥多ならずと爲さず。然り而して尙ほ金融の壅塞を告げ金利の騰躍に苦む所以のものは他なし所謂資金の缺乏せるが爲めなり。今の銀行者は目前の利を見て往々長期の貸付を爲し資金をして輪轉流動する能はざらしむるの弊あり。中央銀行は專ばら手形の割引を本務とし而かも仕拂期限百日以下の確實なる手形を擇むが故に資金流動して淹滞することなく又貸付金を爲すも極めて短期なるが故に資金の固着を致すことなく割引歩合を低減すること甚だ容易なり。今若し中央銀行に於て割引歩合を民間一般の利息より二三分低落したりとせば忽ち資金の融通に影響を及ぼし他の銀行會社も亦從て利息を低下するに至らん。是れ中央銀行の設立せざる可か

らざる所以の三なり

第四 歐洲各國の財政を通觀するに政府は常に中央銀行を保護し國庫の出納を以て之に委託し若し官金に餘裕ある時は之を用ゐて外國手形地金銀等を買入れしめ日夜注意して正貨回収の策を怠らず。我邦に於ても亦中央銀行一たび確立して百事整頓の日に至らば大藏省中國庫出納國債償却等の事務を割て之に付し官金の餘裕を生ずるときは漸次之を蓄積し專はら内外貨幣地金銀等を買収するの資に充て漸を以て政府發行の紙幣を交換せしむべし。果して然るときは正貨輸入の道始めて開通し數年の後兌換紙幣の美制を見るに至るや敢て疑を容れざる所なり。且夫れ各地方の租税は盡く中央政府に吸収せられ其地方に落るものは特に應費其他區々の支出に過ぎざるを以て毎年地租收納の期に至ては民間の資金益々缺乏を告げ金利愈々騰躍す。今國庫の出納を中央銀行に托するときには資金一たび租税となりて國庫に入るも亦割引貸付等に使用せられ民間に下りて市場資金の缺乏を補ふを得べし。果して然らば當に國庫利殖の益あるのみならず民間金融の繁開始めて

調均するを得べし。是れ中央銀行の設立せざる可からざる所以の四なり

第五 方今財政を談ずるものは即ち曰く財政の困難は金貨の濫出に由る。金貨の濫出は外國貿易の權衡を得ざるに由ると。蓋し輸出入の相償はざるは則ち正貨外出を促すの原因たるは言を俟たずと雖ども輸入の輸出に超過する豈獨我邦のみならんや歐洲各國と雖ども亦時ありて脱かれざる所なり。然り而して其能く正貨の缺乏を致さざる所以のものは何ぞや。蓋し亦金銀貨を輸入するの機關あるに由るのみ。今や我邦に於ては此機關未だ具はらざるが故に金銀貨幣は出るに門ありて入るに路なし。之を概言すれば我金銀貨を以て偏に彼の物品を購入して以て唯我の需用に供して已むものなり。之を奈何ぞ速に此機關を設けて以て金貨輸入の路を開かざる可けんや。此機關とは何ぞ中央銀行是なり。蓋し歐洲諸國の銀行は互に「コルレスポデンス」を結び各國貨幣の動靜を窺ひ割引歩合の昂低を以て之を平均調和するを圖らざるは莫し。夫れ此の若きは苟も商業取引の要衝に立ち經濟世界の動靜を洞視する所の中央銀行に非ざるよりは誰か能く此に與かるを得んや。

今中央銀行を設立して先づ銀行會社等の事業を幫助せしめ大に我帝國の資力を養ひ然る後外國銀行と「コルレスポデンス」を結び漸を以て正貨輸入の策を講ぜしむるに至らば則ち輸出入の相償はざるも正貨の外出するも庶幾くは今日憂慮すべきが如きものあらざるべし。是れ中央銀行の設立せざるべからざる所以の五なり。

爾來該行は上記の目的を以て其業務を經紀し信用漸く鞏固にして其業務も亦漸次進歩の狀あり。殊に政府は國庫金の出納を擧げて該行に委托したるを以て該行は爲めに一大事業を増加せり。又日本銀行は明治廿年三月其資本金壹千萬圓を増加して貳千萬圓となせり。其後二十七八年の戰役起るや該行は財政上樞要の機關となり金融を疏通し以て金融の中央機關たる任務を盡し戰役漸く終を告ぐるに及て二十八年八月に資本金壹千萬圓を増し各地に支店出張所を増設し以て業務の擴張を計れり。又戰後我邦が清國より償金を收容するに方り其取扱の大任を命ぜられ幣制改革の際亦盡す所ありし。而して其業務は尙ほ漸を逐ふて進歩するの勢あり

日本銀行は兌換銀行券發行の特權を附與せられたりと雖も創設の當時は發行の時機未だ熟せざるを以て暫く之を止め明治十七年に至りて兌換銀行券條例を發布し尋で二十一年八月兌換銀行券條例の改正に據り其保證準備發行額を七千萬圓と定め二十三年更に法律第三十四號を以て其區域を擴張して八千五百萬圓となせり。其後明治三十年十月金貨本位實施後に於て兌換銀行券は金貨兌換となれり又經濟社會の發達に伴ひ金融機關信用制度も亦著しく發達進歩せしと雖ども通貨の需用大に増加し二十三年頃に比すれば其間に著しき差あり。故に明治三十二年三月法律第五十五號を以て更に兌換銀行券の保證準備發行額を擴張し一億二千萬圓となせり。是れ一國の經濟上最も重要な關係を有するものと云ふべし

商業に關する金融機關は日本銀行を始め其他の諸銀行既に全國に於て千五百以上の多きに達し金融の途稍開けたりと雖も特に農工業に關する金融機關未だ其設置あるを見ず。凡そ農工業の發達進歩は一朝一夕に其功を奏し得べきものにあらず。且其利益は甚だ薄きが爲め其改良發達を計らんには長期低

日本勸業銀行  
及農工銀行

利の資金を供給すべき特別の金融機關を設けざる可からず。故に農工業に關する金融機關設置の議あり明治二十九年四月法律第八十二號を以て日本勸業銀行法同第八十三號を以て農工銀行法を發布せられたり  
今日本勸業銀行創立の旨趣要領を概叙すれば左の如し

日本勸業銀行は農工業の改良發達を計るの目的を以て不動産を抵當とし低利にして長期の貸付を爲すを主業とするものなり。今や本邦の實況を察するに農工業の發達未だ完からず。是れ不動産の信用薄くして資財を得るの途未だ開けざるに職由するや疑を容れず。凡そ物産の増殖を求め農工業の振興を計らんには開墾治水の業を進め灌漑疏通の便を開き機械を精巧ならしむる等其地方團體に於てすべきと各個人の爲すべきとを問はず必要の事項擧げて數ふべからず。而して其事業にして功を奏し利益を生ずるは實に十年乃至數十年の後に在りて彼の商業資本の朝夕にして收利を得るが如く迅速なることを得ず。故に商業の資本及機關の組織は殖産興業の用に適せず其用に供すべき資本は自から利息を低くし其償還期限を延長せざるべか

らず。然るに今や殖産興業に使用すべき資本供給の機関具備せざるが爲め農工業者は不動産の確實なる抵當物を有するも信用を利用するの途なく其實資本は缺乏せるにあらざるべきも殆ど然るが如き觀あり。故に殖産興業の實を擧げんと欲せば不動産の信用を増進し農工の事業者と資本家とを媒介して互に氣脈を通ぜしめざるべからず。勸業銀行は實に之が機關たり。其債券を發行するや之に對しては確實なる不動産抵當の擔保あるのみならず自己資本金の第二の擔保たるべきものあり。且監督の嚴にして以て其發行額を制し元利仕拂の期を誤らざるときは其信用益々堅く隨て資金を得るの區域も亦愈々擴張するを得べく貸付金の利子を低くし其期限を長くするも敢て損失を招くの憂なかるべし。而して勸業銀行は所謂中央機關にして全國勸業信用の中心となり其規模も稍大なる所の殖産興業を目的とするを以て其便益必ずしも各地方に普きを得ず。故に各地の情況に應じ地方機關として農工銀行を設置し二者相提携し以て大に國富の發達を計るは實に目下の急務なり。蓋し所謂中央機關と地方機關との區別を設けたるは若し

唯一の中央機關が地方にまで羽翼を張り即ち支店組織を以て働くものとせば不幸にして一朝其營業上に失敗を招くことあらんか殆ど全國を擧げて其災害を蒙らしむるの虞あるのみならず唯一の中央機關を以て各地大小の農工業並に地方特殊の必要に應ぜんとするが如き事實至難の業なればなり。斯の如く農工銀行は既に其營業一地方に限り其規模も亦大なるを得ず。隨て信用厚からず資財を得るの途も亦廣からざるは勢の已むを得ざるものにして農工銀行の資金を得るに困難なる場合なきを保せず。故に勸業銀行をして農工銀行の債券を引受けしめ以て容易に資金を得るの途を與へ勸業銀行は其引受けたる債券を擔保として債券を發行するものとせば廣大の信用を以て狹少の信用を援助し得べく各地農工業者の爲め便益を與ふると決して鮮少ならざるべし。然れども如何なる銀行と雖ども創業の際には充分に其利益を收むることを得ざるは自然の勢にして勸業銀行の如きは其性質上單に營利一方の目的にあらざるを以て嚴密なる監督を加ふると同時に國庫より補助せざる可からず。是れ國庫の補助を要する所以なり。之を要する